

令和3年第3回定例会

鋸南町議会会議録

令和3年6月8日 開会

令和3年6月8日 閉会

鋸南町議会

令和3年第3回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	国における2022年度教育予算拡充に関する意見書(案)について
発議案第2号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)について
議案第1号	鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	鋸南町東日本大震災復興基金条例の廃止について
議案第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第5号	令和3年度鋸南町一般会計補正予算(第2号)について
議案第6号	令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算(第1号)について
報告第1号	令和2年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和2年度鋸南町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和3年第3回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程〔第1号〕	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
町長からの提案理由の説明並びに諸般の報告	6
一般質問	8
小藤田 一幸 議員	8
大塚 昇 議員	18
早川 正也 議員	24
笹生あすか 議員	35
竹田 和明 議員	45
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
報告第1号の説明	69
報告第2号の説明	70
閉会の宣言	71

鋸南町告示第50号

令和3年第3回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年6月4日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 日 時 令和3年6月8日 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

令和3年第3回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和3年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問（5名）
8番 小藤田一幸 議員
4番 大塚 昇 議員
2番 早川正也 議員
1番 笹生あすか 議員
3番 竹田和明 議員

本日の会議に付した事件

議案一覧表に同じ

出席議員（11名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 笹生あすか 議員 | 2番 早川正也 議員 |
| 3番 竹田和明 議員 | 4番 大塚 昇 議員 |
| 5番 青木悦子 議員 | 6番 笹生久男 議員 |
| 7番 渡邊信廣 議員 | 8番 小藤田一幸 議員 |
| 9番 鈴木辰也 議員 | 11番 笹生正己 議員 |
| 12番 平島孝一郎 議員 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石 治和	副町長	内田 正司
教育長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	石井 肇	保健福祉課長	寺本 幸弘
地域振興課長	安田 隆博	教育課長	福原 規生
建設水道課長	平嶋 隆	会計管理者	対馬 尚子
総務管理室長	齋藤 正樹	監査委員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 加藤 芳博 書 記 村 上 真 理

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

[開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回鋸南町議会定例会を開会致します。

暑い方は上着を脱いでいただいても結構でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木辰也）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番、笹生あすか議員、12番、平島孝一郎議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（鈴木辰也）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る6月1日、午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

笹生正己委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

改めまして皆さんおはようございます。

ただ今、議長から報告の求めがございましたので、去る6月1日、午前10時から議会運営委員会を開き、令和3年第3回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議致しましたので、ご報告致します。

今定例会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案2件、町長提出議案6件及び報告2件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、発議案第1号から議案第6号までを順次上程の上、質疑、討論、採決をお願いし、報告第1号及び第2号の説明を受けます。

次に、一般質問でございますが、一般質問一覧表のとおり、今定例会には、小藤田一幸議員、大塚昇議員、早川正也議員、笹生あすか議員、竹田和明議員、の5名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁を含め60分以内とし、そのうち1回目の質問時間は15分以内とし、再質問は1問1答方式で、回数は定めないと致します。

以上、簡単ではございますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

ただいまの議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は本日1日とし、一般質問については、通告のあった議員が5名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で、回数は定めないとのことです。

お諮り致します。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木辰也）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。以上で議長としての報告を終わります。

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○議長（鈴木辰也）

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和3年第3回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、条例の一部改正が1件、条例の廃止が1件、人事案件2件及び一般会計、水道会計の各補正予算、合わせて6議案であります。その他、一般会計予算の繰越報告2件でございます。

それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正により、本条例中の再交付手数料の規定を削除するための改正を行おうとするものでございます。

議案第2号「鋸南町東日本大震災復興基金条例の廃止について」であります。鋸南町における東日本大震災からの復興に資する事業の資金に充てるため、平成24年6月15日に設置した本条例につきまして、全ての基金を事業に充当し、所期の目的を果たしたことから、条例の廃止を行おうとするものでございます。

議案第3号及び議案第4号は、「人権擁護委員候補者の推薦について」でございますが、本年9月30日をもちまして、2名の人権擁護委員の方が任期満了となります。つきましては、2名の方を人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を聞くため、推薦議案として提出するものでございます。

議案第5号は「令和3年度鋸南町一般会計補正予算・第2号について」であります。今補正予算は歳入歳出それぞれ341万3千円を追加し、歳入歳出の総額を42億6,919万5千円とするものでございます。始めに、歳出の主なものを申し上げます。議会費では、議員報酬の削減に伴い187万6千円の減額、民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金事業405万1千円、教育費では小中学校における新型コロナウイルス感染症対策用備品の購入費56万5千円で

ございます。

次に、歳入であります。国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費補助金405万円、学校保健特別対策事業費補助金35万円、県支出金では統計調査費委託金4万8千円、寄付金では社会教育費寄付金30万円、諸収入では、過年度収入として鳥獣被害防止総合対策交付金190万円でございます。なお、財政調整基金繰入金については、323万5千円を減額し、今補正後の財政調整基金残高は11億7,085万7千円となる見込みでございます。

議案第6号は「令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算・第1号」についてでございますが、収益的支出における会計年度任用職員の人件費300万1千円の増額及び浄水場電源ケーブルの修繕費126万2千円でございます。

次に、報告第1号「令和2年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、予算繰越について報告するものでございます。次に、報告第2号「令和2年度鋸南町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」でございますが、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、予算繰越について報告をするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際ですから、諸般の報告を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種についてご報告を申し上げます。

重症化リスクの大きさ等を踏まえまして、まずは医療従事者等への接種と高齢者施設入所者等への接種がすでに行われており、65歳以上の一般高齢者を対象にした接種は、安房地域の新型コロナウイルスワクチン接種の実施医療機関が決定をし、各医療機関での個別接種が6月1日から順次開始をされております。町内においては、6月1日から鋸南病院、勝山クリニックですでに開始をされておられ、6月8日からは鋸南やまだ内科で接種が始まることになっております。集団接種は6月20日から毎週日曜日に行われる予定で、接種会場は、安房地域医療センター・亀田クリニック・館山病院の3つの医療機関となります。6月末までに、高齢者全員分のワクチンが供給される見通しが国から示されておりますので、関係機関と連携して接種体制をしっかりと構築し、希望されるすべての方が速やかにワクチン接種を終えられるように進めてまいります。

次に、役場窓口でお納めいただいた県税の取扱状況について、ご報告申し上げます。

本年5月31日現在で、自動車税、239件831万円、法人事業税1件1万7,100円、法人県民税3件6万500円、不動産取得税1件7万8,700円、合計で846万6,300円の取扱いとなりました。県税取扱手数料の2パーセントが町へ繰入されることから、16万9,326円が繰入されることとなります。町民の皆様のご協力に感謝申し上げます。

次に、災害義援金でございますが、去る5月19日に第3回鋸南町災害義援金配分委員会が開催され、鋸南町の3次配分を審議をいたしまして、配分額は、住家被害の全壊2万3千円、大規

模半壊そして半壊1万3千円、一部損壊5千円と確定いたしました。

千葉県からの3次配分、住家被害の全壊14万円、大規模半壊・半壊7万円と併せて今後支給の手続きを進めて参ります。なお、県・町ともに今回の配分が最終となります。

なお、毎年この時期にご報告させて頂いておりますが、5月22日に実施予定でございました530運動、6月に開催予定でありました鋸南町観光協会主催の鋸南町白キス沖釣り大会、6月13日に開催予定でありました安房支部消防操法大会は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりましたので、ご報告を申し上げます。

次に、夏の観光シーズンを迎えるにあたりまして、夏期観光安全対策会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面にて開催することといたしました。また、鋸南町観光協会が行います「海の祈願祭」は、6月28日に勝山海岸で開催をいたします。今年度は、5つの海水浴場を、7月31日から8月15日までの16日間、ライフセーバーを配置し、感染症対策を実施して、開設する予定であります。今後の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の拡大の状況によりましては、やむを得ず、開設を中止とさせていただく場合もございます。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしく、お願い申し上げます。以上であります。

○議長（鈴木辰也）

町長から提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではあります。確認したい点がございませうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。

◎一般質問

◎8番 小藤田一幸

○議長（鈴木辰也）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、5名の議員から通告がなされております。

はじめに、小藤田一幸議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

〔8番 小藤田一幸議員 質問席につく〕

○議長（鈴木辰也）

8番、小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

はい、議長。

○議長（鈴木辰也）

小藤田一幸議員。

[ベルが鳴る]

○8番（小藤田一幸）

それでは2点質問をいたします。1つ目は国保鋸南病院の運営について。現在鋸南病院は患者数が減り続けている厳しい経営状況が続いている。令和2年度の町からの補助金は1億2500万円となっており、今年度はもっと増えると予想される。

そこで2点質問します。1、これまで町がとってきた政策は。2点目、今後どのように改善するか。

2つ目ですが、介護タクシーの利用料について。高齢者の年金生活者が介護タクシーを利用しようとすると、断られるケースがある。介護タクシーの利用の現況はどのようになっているか。

以上2点答弁をお願いします。

○議長（鈴木辰也）

小藤田一幸議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

それでは、小藤田一幸議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「国保鋸南病院の運営について」お答えをいたします。

ご質問の1点目、「これまで町がとってきた対策は」についてでございますが、鋸南病院は、内房の海岸線において唯一の病院で、過疎地域における医療体制の維持、地域の基幹病院としての役割を担っております。平成20年度から医療法人財団鋸南きさらぎ会に指定管理者として運営をお願いしておりますが、平成26年度に病棟を改修し、一般病床71床を一般病床32床、療養病床34床の66床に変更し許可を受けております。しかしながら、療養病床については、看護師の人数が施設基準に達していないことから9床を休床し、25床で稼働してまいりましたが、令和元年1月末に看護師が自主退職したことに伴いまして、療養病棟における施設基準が保てなくなったことから、当該療養病床がすべて休床となり、一般病床32床のみが稼働している状況でございます。病院経営は医療制度改革や人口減少など医療を取り巻く環境は年々厳しい状況にあり、令和2年度の入院延べ患者数は7,513人、稼働病床利用率は、64.3パーセントとなり、二度にわたる緊急事態宣言の発令、院内でクラスターが発生したことによる入院制限や閉鎖期間もございまして、前年度比13パーセントの減となりました。外来延べ患者数は13,206人、前年度比13.9パーセントの減となるなど大変厳しい状況である中で、医療従事者への信頼や接客などについて、町民の皆様からのご指摘も多く寄せられていることは、承知しております。町がこれまで行ってきた財政面の支援として指定管理に関する協定の中で施設の経営に関する経費については、指定管理者交付金で賄うことを定め交付してまいりましたが、経営難が続いたことから、協定締結のたびに増額となり、令和2年度には、7,000万円交付しておりますが、国より、4,380万円が特別

交付税として町に交付されております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響がさらに拍車をかけて、厳しい経営環境となったことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、病院事業継続支援金として交付したことは、議員ご存知のとおりでございます。

医療法人財団鋸南きさらぎ会側でも独自に、職員給与10パーセント、賞与20パーセント削減を実施するなど健全経営に向けて努力していただきました。これまでも、社会情勢・地域情勢などを踏まえ、地域医療の提供のあり方を検討し病棟改修を実施したり、健全で長期的な運営が行われるよう経営アドバイザーの指導、助言を受けるなど、病院運営のあり方や経営など町と病院幹部で様々な協議を重ねてきたところでございます。

ご質問の2点目の、「今後どのように改善するか」についてであります。指定管理者との管理に関する協定で規定されている町執行部及び所管課職員と医療法人財団鋸南きさらぎ会との間において、病院の運営に関する連絡会議を年数回実施しております。会議では、鋸南きさらぎ会側から入院患者及び外来患者の動向、医業収益の動向の報告を受けて、医療機器等の整備計画の確認、職員の確保といった課題などを協議しておりますが、加えて、町民の皆様から聞く病院スタッフに対する苦情やクレームに対しては、常に、理事長をはじめとする幹部職員に強く改善を求めています。今年1月の職員の新型コロナウイルス感染や、院内でのクラスター発生による入院制限や入院病棟の閉鎖など町民の皆様にご多大なご心配をおかけすることになりました。今まさに鋸南病院が町民から信頼される病院となるには、更なる取り組みを検討しなければならないということで、連絡調整会議のほか、病院実務者と町職員による検討会の立ち上げを指示したところでございます。4月27日に第1回目を開催し、今後、定期的実施していくとの報告を受けております。職員レベルでの経営状況の改善目標や課題解決策の意見交換を行い、組織の改善に向けて取り組んでおります。さらに、今年度末までの時限ではございますが5月から病院事務長に町職員の派遣を行うことと致しました。近年、鋸南病院の事務長職は、頻繁に交代しておりましたが、病院事務長の役割は、経営責任者としての的確な経営判断をするための情報収集と、組織を横断的に調整することが求められていると思いますので、職員を派遣することにより、組織の体制強化を図ることが出来ればと考えております。鋸南病院からは、具体的な目標として入院患者数を1日平均25人、外来患者数を1日50人以上という数値を掲げ、取り組んでいきたいと伺っております。また、医療も一つのサービス業という自覚を持ち、患者に寄り添った応対を実践し、接遇の向上を図るなどして信頼回復に努力することにより、集客に努め、収益に繋げていきたいとのことでございます。鋸南病院は、将来的にも地域医療を行う上で、なくてはならない病院と考えておりますので、今後も更に連携を密にして経営改善に取り組んでまいりたいと思います。

2件目の「介護タクシーの利用について」お答えいたします。

介護タクシーとは、一般的には民間のタクシー会社が訪問介護事業所の指定を受け、かつ、乗務員が訪問介護員の資格を取得した者が行う送迎サービスで、第2種運転免許とヘルパー資格を有する方が通院等で乗降の介助などをするサービスのことでございます。

町内には運営するタクシー会社はありませんが、訪問介護事業所に第2種運転免許所持者が在籍

しヘルパーが特定の講習を受講することで、ホームヘルプサービスとして通院等の乗降介助を行うことができる制度を利用し、3つの事業者が同様のサービスを実施しているとのことであります。この制度は、介護保険のサービスでございまして要介護認定を受けている方が利用の対象となり、訪問介護サービスの通院乗降サービスとしてヘルパーの介助で通院できます。その際には、介護保険のサービス計画に位置付ける必要がございます。ケアマネージャーが計画に則って予約や調整を行うとのことでございます。また、要支援認定の場合は、保険を適用した介護タクシーの利用はできず、実費でのご利用となり、予約や調整も自ら、または家族が行います。似たようなサービスとして、社会福祉協議会が有償運送事業を実施しており、要支援認定、障害者等を利用対象としておりますが、原則としてボランティアによる送迎サービスであり、介助を受けることができません。ホームヘルプサービスで行われている介護タクシーの利用の現況につきましては、町内でサービスを実施している事業所で、令和2年度の実績を調査したところ利用件数は、月平均90件から140件と事業所によって差がございますが、多い月では180件ほど利用されております。それぞれの事業所において、利用者から個別に相談を受け、対応をされていると聞いておりますが、介護認定等を受けておらず、どこに相談したらよいかわからないという場合には、保健福祉課内の地域包括支援センターにおいてサービス利用の支援を行っておりますので、サービス利用者の状況にあった対応ができるように努めてまいります。以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

小藤田一幸議員、再質問はありますか。

小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

4点、今の答弁に質問したいと思います。まず確認ですが、答弁というか今の答弁に対する質問というか確認ですが、現在の院長は、院長になって、何年経っているか、それをお答え願いたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。現在の金親院長の勤務年数でございしますが、院長になりましたのが平成元年ということで、それから現在に至っておりますので、今年度で33年目ということになるかと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

それでは今町長答弁に対する中身の内容の説明をしていただきたいと思います。3点あります。一つは、これまでとってきた対策ですが、経営アドバイザーの指導助言を受けるとありましたが、

具体的にどのような助言だったのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

経営アドバイザーの指導助言につきましては、過去において、これにつきましては、指定管理者になる以前にこういったような指導助言を受けたというようなことで伺っております。内容については、すみません、申し訳ありませんが、こちらでは今把握しておりません。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

2点目です。

これは今後どのように改善するかについての答弁ですが、病院スタッフに対する苦情やクレームに対しては、既に理事長はじめとする幹部職員に強く改善を求めています、こういう答弁がありました。具体的にはどのような苦情やクレームがあったのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

町長答弁にありました中のスタッフに対する苦情やクレームに対して強く改善を求めたという内容でございますけれども、こちら答弁の中にありましたように連絡調整会議、年2回、年数回開催されておりますけれども、その場ですね、町長が自ら町民から聞いたり、自分の中で先生の勤務態度等を見た時にもう少し寄り添った形で対応するような指導をしていただきたいということを理事長に申し上げたということが何回かあったと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

はい、再質問は。小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

私もですね、4年間評議員会ですか、あるいは理事会に参加して、しましたので、連絡協議会なり連絡調整会議というのは大体わかりますが、3番目の質問として、病院実務者と町職員による検討会を立ち上げを指示したところでございます、4月27日に第1回目を開催し、今後は定期的実施していく、との報告を受けております、こういう答弁がありますが、具体的にこの会議でどのような話し合いをされたか質問したいと思います。

○議長（鈴木辰也）

はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

はい。ただいまの質問にお答えさせていただきます。4月27日に第1回目の病院実務者と町職員との検討会議ということ町長の指示により、会議の方を開催いたしました。第1回目というこ

とでその会議の内容ですけれども、まずメンバー、鋸南病院側が7名、町側の職員が6名で構成しましたけれども、まず始めに自己紹介という形で始めまして、その後に財政状況の説明の方を現在の事務長の方からさせていただいたところでございます。その後自由意見を交わしまして、それぞれ今考えているような意見を自由に意見交換しまして、その後にですね、次回今後まず患者をどのような方法で増やしたらいいのか、そういったことを意見を持ち合いまして、確認して議論を深めましょうということで2回目、次回の開催に向けて定期的に開催していきましょうということも含めましてそういったことを確認致したところでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

今度の平成2年度1億2,500万というお金が、町から支出された訳です。当然我々の税金が使われています。私も何十万というお金を納めている訳ですが。今後とも、令和3年度はこれらもっと増える可能性があります。

これは町長に質問ですが、どうも鋸南病院の院長の管理能力という面で、私はあるのかどうか非常に疑問に思っております。最近のことだけを取り上げても、何人か大量の看護師が辞めて、今答弁にありましたように、療養病床が閉鎖になるとか、それからその次には、病院の事務長ですか、会計をやっていた人が、使い込みをやって辞める、まあ金額は返したみたいですけど。そしてその次は、今回のコロナです。みんな町民が感染者がゼロにしようと一生懸命やっていたにもかかわらず、職員の中から感染者が出た。そしてクラスターという事態になった訳ですが、全員協議会で病院の当事者を呼んで質問がありました。その時私も質問したんですが、職員に対して、コロナ対策の指導をしたのかという質問に対して、しましたと答えたんですね。次に、全員に対してしたのかと言ったら、それは答えませんでした。ある一部にはしたけれど全員ではない。しかも、ある議員が、そのコロナ対策に対して病院はマニュアルがあるのかという質問に対しては、作ったのかという質問に対しては、ありません。そしてまたある議員は、その感染者が普段車でどこか駆け回っていたよなんていうあれもありました。我々一生懸命あれしたのに、病院で指導してなくて、感染者が20何人出るなんていうのはちょっとこれは考えられない事態です。そして今回、またそれを上塗りするような事態が発生したわけですね。事務長がたった2ヶ月でこの4月ですか、辞めた訳です。ちょっと質問しますが、課長に質問しますが、事務長の任命権者は誰でしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

ただ今のご質問ですけれども、事務長の任命権者ということでよろしいでしょうか。それにつきましては、医療法人鋸南きさらぎ会の理事長ということになります。以上です。

○議長（鈴木辰也）

はい、小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

私は監査委員をやった時メンバーが違うのであれと思ったのですが、町の人事異動までも変える、もう決まっていた、昔でしたら助役ですね、会計管理室の。その人をですね、事務長に替えるという、ちょっとこれは前代未聞だと思うんですけどね。いわゆる病院の一管理者ですか、それが町の人事まで替えてしまうようなそんなことって私も初めて聞いたんですがね。

で、先ほども言いましたように、これは税金なんですよ、払われているお金は、1億2000万も。これは今後増えたらこれは町民はこれ黙っていないですよ。たかが病院でね、たかが40億の町の予算しかない所に、病院の失態でどんどんその赤字が増えていく、こういうことに対して、町長はどう考えておられるか、質問を致します。

○議長（鈴木辰也）

副町長。

○副町長（内田正司）

まずあの、平成2年度に1億2500万、町の方からですね、鋸南病院の方に支出がなされたということについてちょっと説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、内容的には二つ分かります。通常の7000万というものが交付金としてきさらぎ会の方に、指定管理の交付金ですね、として支出されます。それで5500万については新型コロナウイルスの国からの交付金を原資として支出をしたものでございます。その内容につきましては、議員もご案内の通り、クラスターが発生したり、病院の入外来をストップしたということの中でそういう側面から5500万円の支出をさせていただきました。この5500万につきましては100パーセント、国からの交付金を充当させていただいたものでございます。またあの7000万円につきましては先ほど町長の方からの答弁もございましたけれども、7000万のうちですね、4380万円につきましては、これは特別交付税で措置をされるというものでございます。これが令和3年度で、いかがかというお含みの質問もあるかと思っておりますけれども、既に当初予算で指定管理者交付金7000万円を計上させていただきました。今年度の交付税の措置としては一応5600万円が充当される見込みとなっております。7000万の内5600万円は交付税措置をされる、という見込みでございます。また前年です、5500万円の支払いをいたしました新型コロナ対策に係る交付金につきましては、現在のところ額は未定でございますけれども、5月に臨時議会をお願いをいたしました補正予算、今年度1億2000万の程ですね、交付金が国から交付される訳でございますけれども補正予算で充当したものが9630万、その充当可能額の残が約2300万程でございますので、これらの交付金を活用する中で、今後ですね、鋸南病院の経営の状況等を勘案してまた、議会の方へ説明させていただく中で予算化の方はしていきたいと考えているところでございます。

それとあと、病院のですね、経営の話につきましてはいろいろ議会からもご指導いただいている中で、先ほど担当課長からも答弁ございましたけれども、町と鋸南病院の職員の方で検討会等立ち上げまして十分現状を認識する中でいかに鋸南病院が町民に信頼される病院としてこれからも運営できるかということについては十分に時間をかけて審議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

まあいろいろお金は出てくるものですね。でも大きく言えばこれは税金に間違いありませんので、この辺はしっかりと確認をしたいと思いますので、お願いします。

これは私の2番目のあれと関係があるんですよ。実際にもうちょっとあれしますけど。実際には国民年金しかなくて、介護タクシーも雇えない。もうこれ以上あれしたらもう生活できない、そういう人たちが底辺に鋸南町もたくさんいるわけです。その辺のことを考えてですね、できるだけ1つのところに何千万もお金を使うんじゃないくて、仕方がないから、いろんなところからお金をもらって足すんじゃないくて、そういう底辺の方にも考えてほしいなという、そういう面でも質問しましたので、これはまた後で質問します。

それから私も質問する以上、鋸南病院の質問をする以上いろいろ調べました。鋸南病院が地域からどういうふうにかえられているのか。いろんな人に聞きました。特定な、院長、若い先生、それから病院の職員に対して、それぞれありました。そのことについて答えていますので、いろんなことがあるって言っています。それで聞くといろいろ時間がかかります。とにかくある人に対しては、あれは藪医者だって答えたんですよ。もうあれに言われたその事を私は保田小のある高齢な女性にある時間聞いたんです。そしたら即座に言いましたよね。ああ、あの人は藪医者だよと。それからもう一つ具体的に言わせてください。俺はね、そのことを医者に鋸南病院で言われて、亀田に行ったら、こんな診断をした医者が誰だって言われた。えらい恥ずかしい目をしたと。そういうことを言っている人もいました。

とにかくなくてはならない病院という形で、町長は答えましたけれども。もうずいぶんこれは地域から信頼されてないこれは病院だなと。これは病院っていうのは信頼されなくては終わりですよ、これ。なぜならばこれ命をあずげてるわけですから。胸が痛いって言ってこれ死んじゃったら大変ですから。でもそういうときもこの医者は大丈夫だという信頼感がなきゃいけませんよ。ところがね。私が言った医者だけじゃなくて、ここに書いてもらったんですけど、これは若い先生ってこたえていますね。若い先生はこういうことがあったと答えている。若い先生何人かいるんですけど、いい先生もいるんです。そうしてまた、職員に対して、ね、看護師に対して、もちろんいい看護師もいますけれどもね。こういうこともあったということが結構あるんですよ。やはり病院ってのは信頼されなくなったら終わりですよ。これは一朝一夕にこうなったものじゃなくて、今課長に聞いたように今の院長は30何年もやってるわけです。だけど、こんなこと言うのもあれですけど私の父親はある時期になるとおどやで果物を買って加藤医院とか山田医院とかに私が運転手で届けましたよ。そういう信頼感もあったんです、前はね。ところが今そんなことやる人いないでしょう。何とかしてねこの信頼を回復しないと簡単にこれはトップを変えても、それまで回復するまではね、えらい時間がかかると思うんです。そのためにもまた町から財政支出も必要になるだろうし、これ

はもう一朝一夕じゃいかないですよ、だからぜひ。行政者としてね。責任を持ってこの鋸南病院のなくてはならない病院というのを築き上げていただきたいなとこう思います。この件については以上で終わりたいと思います。

次、介護タクシーの件ですが、今国民年金、この前も会議がありましたね。国民年金しかない人という言い方は失礼ですが、私も元気ならいいですよ、国民年金だけで。ところが私も土地改良で、理事長やって未収金があるんで、いろんな佐久間とかってのもあって、これ病気になったら終わりですね。今回の件の依頼者、2件、2夫婦あったんですが、1人は私が監査委員をやっているうちに亡くなっちゃったんでね、あれですが。

この依頼を受けた人1人のあれを言います。82歳男性脳梗塞認知症。慢性腎不全、これはあれですね、透析やるやつね。要介護4身体障害者。結構悪いですね。で透析のために週3回、安房医療センターに通院すると。通常は家族は仕事の合間に病院に送迎介護をしていると。これは娘さんがやっているんです。ただ娘さんが骨折したり体があまり良くないですね、そういう時に、1ヶ月ほど前からケアマネージャーに、これはあれです、介護タクシーっていろんな名前があるんですね。しかも3種類あって、知らなかったです、教えていただいて。その中でも町の社会福祉センターのそのタクシーは使ってなかったんですね。それで1ヶ月前から予約しても、1週間前になったら事業所から電話がはいて、急にできなくなったとか。それから1カ月前に予約したんだけど、予約は他に利用する人がいなくて駄目だとか、そういう電話かかってきて、非常に困っているんです。で娘さんも当然そういう訳で行かなきゃいけないから、ちゃんとした定職に就けないんですね。非常にかわいそうなあれです。そのケアマネから定期的な、定期にすればいいっていう指導を受けたんだけど、定期にすれば1回で1500円かかって、それが6日で4時間かかるから3万6千円かかるっていうんですよ。国民年金しかもらってない人がこれ、行き帰りのあれだけで3万6000千円もかかったんじゃ生活できなくなっちゃう。しかもそれに医療費がかかるわけですから。で、福祉協議会はこれは民間の人たちがあのボランティアでやってくれる組織なんですね。この人はその介護のそのあれを使っていたわけですから、福祉協議会のこういうのがありますよと、紹介してあげたんですが、それにしても、福祉協議会は、透析の人に対しては、片道月3回しか利用ができないそうです。

そこでちょっと質問、課長に質問したいんですが、その社会福祉センターの一番安いというか、メンバーがいてその人たちのそのやる人と需要と供給の関係をちょっと教えてもらいたいというのと、それからなぜそれを一番一生懸命地域の人たちがボランティアでやってくれる、福祉協議会のそういう組織が月3回、普通なら週3回必要なんですけど、月3回しかしかも片道しかちょっと福祉協議会ではできないというふうに言われたそうですが、その辺のところをちょっと説明していただければと思います。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

それではお答えさせていただきます。まず最初の1点目の社会福祉協議会の行っている有償運送事業の関係の需要と供給のバランスということですが、現状といたしましては、利用の希望者が多く、全ての登録会員260数名いるそうですけれども、全ての登録会員の希望どおりにはなかなかいかないということを伺っております。車の台数、それから運転協力者、ボランティアの方とのその人数は12・13人程度常時いるらしいんですけれども、その中で運営ということで、多少調整せざるを得ないような状況があるということをお伺いしております。それと、内規として1人月4回までというような運用をしているというようなことを伺っております。

2点目ですけれども、透析患者の利用片道のみで月3回までというようなことをございますけれども、その理由と経緯につきましても伺いましたところ、社協の有償運送事業、こちらの方は平成17年12月に許可を受けまして、それ以来事業を実施しているということをございます。そして事業を始める際に、先進地域を視察するなどいたしまして、利用の形態を検討したそうをございます。その結果、透析患者の送迎については医療サービスの範疇ではないか、医療機関がやるべきことではないかという判断をしたということをございます。しかしながら全く利用できない、利用させないというのは、いかがなものかということで片道のみ月3回まで利用を認めようという内部の決め事として、今現在運用しているそうをございます。本来の目的というのが、一人で公共交通機関の利用が困難な移動困難者こちらの方に対して外出支援のサービスを行うというのがまず大きな目的ということの中で、透析患者の利用についてはそういうような運営方法を判断しているということをございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

それは色々な複雑な色々あるでしょうから、今回はこれ以上質問するのはやめたいと思います。これは、もうご存知ですよ。新しい鋸南町の総合計画です。これを私も見させていただきました。36ページ、⑥、障害者、現況と課題という、この一番下にこういうアンケート調査が出ています。鋸南町まちづくりアンケート調査結果報告書より抜粋と、質問は、住んでいる地域は、高齢者や障害のある人にも暮らしやすいと思いますか。こういう設問です。もう一度読みます。住んでいる地域は、高齢者や障害のある人にも暮らしやすいと思いますか。この回答が、そう思うが1.9パーセント、そう思わないが15.2パーセントあります。つまり8倍ですね。単純に計算して。8倍の人はそうは思わない。そう思う人よりも8倍の人はそう思わないと答えている訳です。大抵こういうアンケートってのはね、そう思う方が余計なんです。この高齢者や障害者にある人、暮らしやすいと思いますかという質問に対して、そうは思わないという方が余計なんです。これはやはり私も前に福祉関係の質問をしたことあるんですが、困っている人は非常に困っているんです。でも困らない人はね、それこそさっきの話じゃないけど1000万の給料もらっている。この辺あたりを少し町長にお願いして、もう少し福祉政策をきちんとやっていかないと、あるいは病院関係をきちんとやっていかないと。もう病院が信頼されてない。ね。もう藪医者だって言われている。こ

れじゃあやっぱり民間の病院だったら潰れてますよ、とっくにこれ。そして、高齢者に対しては、必要に、ね、むしろ、透析なんかがあったらもう通うだけでも、そういう交通しかもう払えないような生活、これは結構ありますよね。私は1件だけじゃないですよ、これ2件ですからね、まだあると思います。

町は、三ツ星のふるさとって、そういうまちづくりを目指していると思うんですよ。これは医療と福祉がこういうね、やっぱり、問題の状態だと人は定住してこないし、やはりそういう人にとってみればいいふるさととはならないんでしょうね。その辺あたりを少し行政として考えていただいて、まだ時間がありますが、終わりたいと思います。以上です。

○議長（鈴木辰也）

以上で小藤田一幸議員の質問を終了いたします。ここで暫時休憩をし、午前11時15分から会議を再開します。

…………… 休憩・午前11時03分 ……………
…………… 再開・午前11時15分 ……………

◎4番 大塚 昇

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。
次に、4番、大塚昇議員の質問を許します。
4番、大塚昇議員。

[ベルが鳴る]

○4番（大塚昇）

質問事項1件、鋸南町水道事業の現状と課題について。

水道事業に関し、次の4点について、質問をする。

1、令和元年台風15号による停電時の水道水維持管理、浄水配水に関して。

問題点はどの様なものがあつたか、また、その対処処置はどの様にしたか、並びに復旧以後の対応方針はいかにしているか。

2、鋸南町浄水場系統の現状と更新計画の進捗状況について。

3、湯沢配水場系統の維持管理における現状について。

4、水質検査の状況について。以上。

○議長（鈴木辰也）

大塚昇議員の質問について、町長から答弁願います。

白石治和町長。

〔白石治和町長 登壇〕

○町長（白石治和）

大塚昇議員の一般質問に答弁いたします。

1 件目の「鋸南町水道事業の現状と課題について」お答えいたします。

本町の水道事業は、昭和30年代の夏期海水浴客の増加に伴いまして、上水道設備の必要性があったため、旧保田町及び旧勝山町の両町が保田勝山上水道組合を結成し、昭和34年3月31日を以って事業認可を受けて、昭和37年10月に現在の鋸南町浄水場が完成をしました。その後、両町の合併により水道事業は鋸南町において経営され、未普及地域の住民による要望に対応すべく、数度となる拡張工事を行っております。現在は、南房総広域水道企業団からの受水を含め、年間約100万立方メートル、1日平均約3千立方メートルを鋸南町全域へ給水しております。水道普及率は概ね100パーセントとなっております。

ご質問の1点目、「令和元年台風第15号による停電時の水道維持管理浄水配水に関して、問題はどのようなものがあつたか、また、その対処処置はどのようにしたか、復旧以後の対応方針はいかにしているか。」についてでございますが、令和元年台風15号の発災時には、ほぼ町内全域が停電となりましたが、浄水場本体は停電時に自動起動する非常用発電機の作動によりまして、特段の問題もなく運転を継続することができました。また、南房総広域水道企業団からの受水地点であります、湯沢配水場は流量・計装盤が一時停止をいたしました。現場にて職員がポータブル発電機を直結させ、浄水場同様に通常稼働することができました。

この度の災害時において、町の浄水及び配水の根幹である重要施設が正常に稼働したため、必要な水道水を確保することができました。大規模な断水を回避することができたわけであります。しかしながら、山間部においては、動力を必要とする41箇所の加圧ポンプ場が停電により停止し、ポンプ場を経由しているご家庭では断水となった訳であります。このため、数箇所には、急遽、動力発電機を配備し、断水の解消に努めましたが、発電機の手配ができず断水となった地域の方々へは、避難所への給水車の配置や個別に非常用給水袋により水道水を配布するなど、対応をいたしました。基本的な浄水及び配水機能の保全により、引き続き安定した事業が実施できるものと考えております。

次に全体となりますが、現在、町の水道管路延長は約131kmございます。うち40年以上経過した、いわゆる経年管は約40km存在し、毎年、管路の布設替えに係る建設改良事業を実施しております。布設替えの優先順位としては、今後、漏水事故が多発すると、少々お待ちください、今めくるのが上手にいかず、飛ばしちゃいましたから、1ページ。もう一度答弁をさせていただきます。元に戻りまして、発電機の手配ができて対応いたしましたというところの後が1ページなかなかめくれずにですね、飛ばしましたから、この断水地域の方々には電力復旧までの間は停電解消に至らず、結果的に大変ご不便をおかけいたしました。今後の災害対策としては、町営水道重要施設稼働の確保はもちろんの事、付帯施設等の稼働確保も重要であることから、ポ

ンプ場施設への発電機の配備や必要な備品の確保等、基本的には災害時においても町内全域へ、安心・安全な水道水を安定して供給できるように、努めてまいります。

ご質問の2点目の、「鋸南町浄水場系統の現状と更新計画の進捗状況について」でございますが、町全体における水道施設更新事業については、平成29年度に作成いたしました、「鋸南町水道事業経営戦略」に掲げる水道施設整備事業計画に基づき、老朽施設の更新、管路の耐震化に努めております。浄水場は施設建設後、概ね60年が経過しておりますが、躯体本体のコンクリート構築物以外である、機械設備、ポンプ設備、薬品注入設備等については、事業計画に基づいて改修工事を完了しております。また、浄水重要施設である2つの配水池も昨年度と本年度において、耐震補強工事が完了することから、浄水場系統におきます基本的な浄水及び配水機能の保全により、引き続き安定した事業が実施できるものと考えております。

次に全体となりますが、現在、町の水道管路延長は約131kmございまして、うち40年以上経過した、いわゆる経年管は約40km存在し、毎年、管路の布設替えに係る建設改良事業を実施しているところであります。布設替えの優先順位としては、今後、漏水事故が多発すると想定している、石綿セメント管約10kmを最優先に取り組んでおり、更新には耐震管を使用し、管路の耐震化に努めているところです。基本的には整備事業計画により、改良事業を進めていくこととなりますが、老朽化施設も多くあることから、日常での点検等において状況を注視しつつ、必要により計画を変更し事業を実施していくことも検討してまいります。

ご質問の3点目、「湯沢配水場系統の維持管理における現状について」でございますが、湯沢配水場は、大多喜町にある南房総広域水道企業団から受水しており、場内の配水流量計までが南房総広域水道企業団の管理となっております。配水場から町側の管路及び付帯設備は町の管理となり、浄水場系統と同様に、管路の管理については、漏水調査を専門業者へ委託し、漏水防止に努めており、付帯設備の加圧ポンプ施設等は、職員の定期点検によりまして維持管理を行っております。配水場系統の配水流量及び水質の状況については、浄水場の遠隔監視盤で24時間体制の監視を行い、漏水等の異常が認められた場合には、広範囲に影響が及ぶように遠隔操作で緊急遮断弁を操作する機能も備えております。また、状況により現場に出向き復旧作業をすることもあり、この場合においても職員により常時対応できるよう、体制を整えております。また、湯沢配水場は平成8年8月の運転開始以降、大きな故障又は事故も無く、順調に稼働している状況でございます。

ご質問の4点目の、「水質検査の状況について」であります。浄水の水質検査については、水道法の水質基準の規定に基づきまして、同法に基づく登録民間検査機関に委託をし、町内3箇所の給水栓、鋸山ダム、元名ダム、元名川、浄水場の7箇所から毎月、検査を実施しております。鋸南町水道水質管理計画に基づく、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の計77項目の検査を行いまして、近年の結果は、全て水質基準に適合しております。水質管理について最も留意すべき点は、夏季期間の水温上昇時期や水の停滞時において、植物性プランクトンの増殖により、原水の水質を悪化させ、浄水の異臭味障害を起こす場合があることと、配水管末端付近における

管内水の滞留による、水質悪化が挙げられます。原水の水質悪化対策としては、取水をしているダムへ、薬品である硫酸銅を定期的に散布しておりまして、併せて、配水管末端場所において定期的に管理排水を行い、水の入替えを行っております。また、浄水場では、職員が行っている検査として、浄水の水温・濁度・色度等の検査を3回、残留塩素検査を8回毎日定期的に行っており、安心・安全な水道水の確保に努めております。

以上で、大塚昇議員の一般質問に対する答弁といたします。失礼をいたしました。

○議長（鈴木辰也）

大塚昇議員、再質問はありますか。

大塚昇議員。

○4番（大塚昇）

1点目の、令和元年台風15号による停電時の一部地域の断水に関しては、ご苦勞があり不便があつて、1つの経験・勉強になったと思うので、今後の同様な事案においては、経験を生かして適切な対応を願いたい。

2点目3点目の水道管の現状、更新計画についてですが、「日常での点検等において状況を注視しつつ、必要により計画を変更し事業を実施していくことも検討してまいります。」との事ですが、水道管が破損して漏水事故になれば、不便になるとともに経費がかさみ計画が遅れるので、状況により前倒しして、優先順位の高い石綿セメント管の更新計画を進めるという考えは、あるか。或いは、また、本計画後に、地域の台風被害や新型コロナウイルス感染症対応で、実施計画が遅れてはいると思うが、進捗状況の実情は、どうか。以上。

○議長（鈴木辰也）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

水道管の管路の破損につきましては、昨年、近隣市において大規模な漏水事故がありました。これについては長期間・広範囲に渡りましてですね、断水となりまして、多くの住民の方々に影響があったところであります。同様の事故は当然当町においても起こり得る事案でありまして、管路の管理については十分な対応が必要と考えます。先ほどの町長の答弁にもありましたが、管路の更新については老朽管のうち石綿セメント管の更新を中心に進めて行く予定であります。現在においても石綿セメント管の更新につきましてはですね、突発的な漏水事故の発生が見込まれ、断水及び濁水等の影響が大きい場所を優先して行っているところであります。また、水道施設についてはですね、管路のみならず山間部におけます加圧ポンプ場施設等、耐用年数を経過して更新の対象となっている機械も多数ございます。このため、管路の更新を十分注意してですね、重要視しまして、その他施設の状況を確認しながらですね、管路の更新と併せて全体的な改良工事を実施していきたいと考えております。また、台風災害や新型コロナウイルス感染症によります計画の遅延についてということではありますが、令和元年度は台風災害で配水管の改良工事におきまして工事機材の納入が遅れまして工事期間が令和2年度に遅延したケースがございました。が、こ

れについては令和2年度当初に完了しているところであります。その後の整備計画についてはですね、この度の台風災害を考慮しまして計画を一部変更した状況はありますが、概ね予定通り施設整備計画に基づいて今後の改良事業を実施できるものと考えております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。大塚昇議員。

○4番（大塚昇）

水道施設整備事業計画、これは平成29年から令和8年度までの計画で、これに基づき、老朽施設の更新、管路の耐震化に努めているとの事ですが、基礎資料となる水道管台帳からこの計画が策定されているわけですが、2019年度に水道法が改正され水道管台帳の作成が義務化されました。一部全国区の新聞報道において、厚生労働省の調査で、当該台帳が、未作成或いは、あまり整備していないという自治体等があるとの報道が最近あったが、鋸南町の水道管台帳は、どうなっているか、評価として「完璧・上・中・下・無」のうち、どの位の状態であると、認識しているか。以上。

○議長（鈴木辰也）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

水道の資産については、2019年度の改正水道法によりまして全ての水道事業者において、水道施設台帳の整備が義務付けられました。この背景といたしましては、従来からですね、水道事業においては、施設の維持、基礎となる台帳の整備の規定がなく、災害時において迅速な復旧作業に支障を生じた例も見受けられたことと、高度経済成長期に整備されました水道施設の更新時期が到来しておりまして、長期的視野に合った計画的な施設の更新が必要となっている現状があったためですね、台帳の整備が義務付けられたものであります。現在鋸南町においてはですね、水道施設全体の固定資産台帳をデジタルデータと紙ベースによりまして、改正水道法以前から整備をしているところであります。特に水道管路の情報についてはですね、町全域の管路をですね地図形式でコンピュータにて管理するシステムでありますマッピングシステムというものを導入しています。このシステムを活用することによりまして、今後の応用的な管路構築のシュミレーションも可能となっております、また、関係機関との情報共有等大変有効なシステムであります。なお、この当町のシステムの精度ということではありますが、当町のシステムは、国の指針に合った水準を満たしておりまして、近隣事業者とも比較してもですね、遜色のない一定の高い機能を持ったシステムとして認識しています。このシステムを活用しまして、引き続き施設の更新、また整備等、着実な計画の実行を進めていきたいと考えています。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。大塚昇議員。

○4番（大塚昇）

4点目の水質検査についてですが、人間の健康にとって、良質の飲料水があるかどうかは、非常に重要な問題であります。日本は、東アジアモンスーンの影響を受けて、季節の変わり目に降雨が

あり、夏の台風時期は、太平洋の蒸発上昇した水蒸気が、日本列島に雨を降らせ、社会生活も、この影響を受けています。また、それぞれの地域浄水の水源となっています。

当町の浄水の水質検査は、鋸南町水道水質管理計画に基づき実施され、その結果は、町ホームページにも公表されております。近年の検査結果は、全て水質基準に適合しているとのこと、引き続き不断の検査、点検、管理をお願いします。

最後の関連質問ですが、施設の老朽化の対応や専門技術の継承が危惧されている現状下で、全国的に単独では限界があることから広域化が進み、近隣の関係市町との協力が必要になっているが、最近の協調共助活動や水道事業の広域化の協議状況は、どうなっているか。以上。

○議長（鈴木辰也）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

水道の広域化の状況はどうなっているか、というご質問であります。水道事業は今後の人口減による水需要の減少に伴いまして、水道収益の低下や老朽化した水道施設に対応する専門職員の確保及び技術の継承が危惧されておきまして、今後においては、各機関、各自治体によりまして統合により広域化していくことが水道事業の課題となっているところであります。この件につきましては、昨年の議員全員協議会において説明をさせていただきましたが、千葉県においても平成27年に方針を打ち出しましてその後さまざまな協議がされまして、現在では2つの方法によりまして統合事業が検討されています。一つ目は、鋸南町は南房総広域水道企業団より受水してしておりますが、この受水費を軽減するために南房総広域水道企業団と九十九里水道企業団及び県営水道を統合しまして、基本的な受水料金を下げようというものであります。現在は千葉県が主体となりまして、統合事業準備委員会が設立されまして、各種の検討課題において協議がされているというところであります。

2つ目は南房総地域の末端統合事業であります。これは、各自治体の水道事業の統合でありまして、令和2年8月にですね、事業統合広域化に関する覚書を構成市町で締結致しまして、当町は鴨川市、南房総市、三芳水道企業団の4団体であります、安房郡市水道事業連絡協議会におきまして各自治体の主体によりましてですね、統合協議をしているところであります。来年度以降も更に詳細に協議することを予定しておりまして、この事業では安房郡市広域市町村圏事務組合を統合後の経営主体の候補の一つとして協議をしておりまして、組合職員も会議に参加しているところであります。なおこの2つの統合は予定といたしまして、令和7年4月を目標としておりまして、水道事業の根幹であります、安全な水を豊富に供給するためにですね、引き続き県及び関係自治体と更なる協議をしていきたいと思っております。また、この統合につきましては大きな問題でありますので、状況によりまして議会にご判断をいただくこともありますので宜しくお願い致します。以上であります。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。

○議長（鈴木辰也）

以上で、大塚昇議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午後1時15分から会議を再開します。

…………… 休憩・午前11時43分 ……………
…………… 再開・午後 1時15分 ……………

◎2番 早川 正也

○議長（鈴木辰也）

それでは、休憩を解いて、会議を再開します。

次に、2番、早川正也議員の質問を許します。

早川正也議員。

[ベルが鳴る]

○2番（早川正也）

私からは2件の質問をいたします。まず1件目、都市交流施設周辺整備事業について。全国的に広がる新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の適用など、私たちの生活に緊張感が続く中、県内外から気持ちをリセットしようとたくさんの観光客が南房総に来ています。新型コロナウイルス感染拡大前にはバスでの観光客が多く見られましたが、コロナ禍の中、感染防止のため、自家用車、レンタカー、キャンピングカーなどでの来訪が目立ちます。そのような中、道の駅などの観光施設は大変重要になってくると思われま

す。このような傾向は、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた以降も続くのではないかと思います。観光客の皆様が多く来町される中、医療機関の貧弱な鋸南町で暮らす私達には新型コロナウイルスの感染が心配される場所ですが、幸い町内の観光施設でのクラスターは発生していません。これは観光に携わる皆様と、関係各位の感染予防のおかげと感謝いたします。観光が重要基幹産業になっている鋸南町では、来町される観光客の皆様の時代の変化に柔軟に対応し、お迎えする準備が必要と考えます。そこで3点の質問をします。

1点目。都市交流施設周辺事業の進捗状況について、土地の取得、設計業者の選定、建設予定地の立木の撤去解体等の予定について。

2点目、ワークショップの実施について。5月に行われました第1回目の様子、また今後の予定内容の反映の方法等について。

3点目、道の駅保田小学校との繋がりについて。施設の管理、コンセプト、車両・人の導線などについて。

質問の2件目です。鋸南町の観光施設について、新型コロナウイルスを回避するため、密集密接を避け、屋外自然が楽しめる施設に向かう観光客が目立ちます。その中で、鋸南町の主な観光施設での状況はどうか。また、これからの観光施設について、町ではどのように発展させていくのか。

そこで、4点質問します。

1点目、既存の道の駅保田小学校、道の駅きよなんの集客状況、テナント・楽市・貸し出し自転車などについて、改修改良の予定、コロナ対策について。

2点目、鋸山観光スポットとしてのPR方法、観光登山者の安全対策について。

3点目、佐久間ダム親水公園・笑楽の湯・バーベキューハウス佐久間小学校などキャンプ場などの予約の可否状況について。施設の拡充の予定等。

4点目、その他施設海水浴場の設置などについてを質問いたします。これで1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

早川正也議員の質問について、町長から答弁願います。白石治和町長。

〔白石治和町長 登壇〕

○町長（白石治和）

早川正也議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「都市交流施設周辺整備事業について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「進捗状況について」であります。土地の取得状況は、都市交流施設周辺整備事業計画区域に、民有地が12筆、9,114.74㎡ございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当することから、令和3年第1回定例議会におきまして、財産の取得について、議案提出を行い、議会の議決をいただきました。議決をいただいた後、農地以外の土地、7筆5,244.84㎡につきましては、令和2年度中に、所有権移転登記を行い、登記完了後、土地代金を支払い、所有権が鋸南町に移転しております。また、5月になり、改めて都市交流施設周辺整備事業について、鋸南町農業委員会から県に農地転用を確認したところ、他市において、同様の事例があり、農地転用許可不要との県の判断をいただきましたので、残りの土地についても、6月末を目途に所有権の移転を終了するように事務を進めているところであります。

次に、設計業者の選定についてであります。プロポーザル方式により設計者の選定を行っております。選定委員には、外部の有識者として、日本大学生産工学部の廣田教授、株式会社戸田芳樹風景計画の戸田代表取締役、合同会社ドラマチックの今村代表社員を委嘱し、町側から、副町長、総務企画課長、地域振興課長の3名を含め6名で構成された委員会にて選定を行いました。提案書の受付は、2月5日から3月30日まででございましたが、65社から提案があり、4月5日に書類による1次審査を行い、6社まで絞り込み、4月12日にプレゼンテーションによる2次審査を行っておりますが、どの提案内容も、選定委員から高い評価をいただいております。

結果的に最優秀者は、業務の取組にあたって、現地拠点を設置して町民との対話を前提とした地域との協働による設計プロセスの提案と、明快なデザインのコンセプトと精度の高いきめ細やかな設計姿勢が高く評価をされた、東京都の遠藤克彦建築研究所・アトリエコ設計共同体となりました。4月30日に契約を締結しております。

立木等の撤去、解体の予定等についてですが、2名の地権者が所有する土地に、立竹木、工作物及び生産設備等が残っておりますが、土地売買仮契約書を締結する際、地権者側が業者に依頼し撤去することを確認しております。当初は、農地転用許可が必要と考えておりましたので、許可後に速やかに撤去をお願いしようと事務を進めておりましたが、先ほども答弁いたしましたとおり、農地転用許可が不要の案件となりましたので、現在、所有権移転事務と並行して、地権者の方にも撤去を進めていただけるように要請をしているところであります。地権者の方が依頼した業者の進み具合となりますが、町としましては9月末を目途に撤去を完了していただきたいと考えております。なお、事業計画地内の旧保田小プールなど、町で建設した構築物は、令和4年度から実施する都市交流施設周辺整備工事の中で撤去をしております。

ご質問の2点目の、「ワークショップの実施について」であります。設計業者の提案の中で、今回の計画を地域づくりの一環と捉えて、鋸南町の未来を担う人材育成や地域と協働しながら、より多くの意見を聞くため、ワークショップを開催したいとの提案を受けております。契約締結後、第1回のワークショップに向けて準備を進めてまいりました。各公共施設の窓口、道の駅保田小学校、区長配布などで、チラシの配布をお願いしたほか、子育て世代の参加を促すため、中学校に依頼し、各家庭にチラシを配布いたしました。また、ホームページや、SNS、新聞など、様々な媒体を活用し、広報してまいりました。第1回が5月23日開催ということで、周知から期間が短かったことから、参加者が集まるか大変不安ではありましたが、募集定員30名程度に対して、前日までに、それを上回る参加希望者があったことは、町民の皆様の注目度が高い事業であると感じたところでございます。当日は、『みんなの居場所を考える』をテーマに、小学校6年生から87歳の高齢の方まで幅広い世代に参加をいただきまして、町の課題や地域で取り組んでみたいことなど、熱心に意見を交わし、本町の特性を生かした様々なアイデアをいただきました。今後、ワークショップは、10月までに3回予定しており、6月は『交流の場の使い方を提案しよう』、7月は『関わり方の仕組みを作ろう』をテーマに開催する予定です。参加者の皆様からの様々な意見を集約して、昨年度に策定した鋸南町都市交流施設周辺整備基本計画と設計業者選定の際、提案のあった敷地利用に関する提案を土台に、事業費とのバランスをとりつつ、施設整備に反映させていきたいと考えております。町民の皆様からのご意見を反映することはもちろんですが、一方で施設を長期にわたり良好に維持していくためには、収益性を高めていくことも重要であり、関係者とともに、施設運営も含めた協議を重ねてまいります。

ご質問の3点目、「道の駅保田小学校とのつながりについて」であります。令和3年3月に策定をした第2期鋸南町まち・ひと・しごと総合戦略において、都市交流施設周辺整備事業は、都市交流施設道の駅保田小学校の魅力を高めるため様々なニーズに対応した施設の拡張を図るとさ

れており、加えて、都市交流施設で課題となっている部分を解消しつつ、一体的に管理、運営される施設である必要があると認識をしております。平成27年度に供用開始しました都市交流施設道の駅保田小学校は年間約57万人が訪れる町内でも有数の集客施設となった一方で、駐車場の不足や子育て世代の方が安心して利用できる環境などが課題となっております。また、町内の回遊性を高めるための拠点となり、何度も訪れたい魅力ある施設となるように、社会環境の変化に即した先進的な施設整備が求められております。設計業務委託プロポーザル募集においても、駐車場、公園、子どもの遊び場など基本的な機能と位置付けるとともに、都市交流施設から旧幼稚園までの通路はシェルターを設置するなど利用者の動線を確保することを要件とし、設計業者選定の段階でも都市交流施設道の駅保田小学校と連携しつつ、足りないものを補完していく施設整備を重要事項として設定しております。基本設計は、8月末を目途に完成する予定ですが、車両や人の動線に配慮しながら、周囲の景観と調和し、都市交流施設と一体性を保ちつつ、相乗効果が得られる施設になるように努めてまいります。

2件目の「鋸南町の観光施設について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「道の駅保田小学校、道の駅きよなん」についてであります。令和2年度の道の駅関係の集客状況は、道の駅保田小学校が、約57万人、道の駅きよなんは、約4万4千人、合わせて、約61万4千人の来場がありました。コロナ前の平成30年度と比較すると、道の駅関連での集客数は、約35万6千人減少しております。5月25日に開催された全員協議会の中で報告いたしましたが、道の駅保田小学校の令和2年度の税込みの売上実績は、約5億5千万円となっており、コロナ前の平成30年度と比較すると、1億7千万円の減という状況です。直売所やテナントも同様に減少傾向にあり、各事業者とも支出をできるだけ抑え、営業努力を継続しております。関係者が一丸となり、このコロナ禍を乗り切るため、集客アップ、収益確保の取り組みを模索している状況です。そのような状況の中で、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症による観光客の減少を見込み、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、地域回遊促進事業を実施しました。3密を避け、自然の中で観光を楽しめるよう、スポーツタイプ15台、折り畳みタイプ8台の電動アシスト機能付きの自転車を配備し、レンタルサイクルの取り組みを4月から始めております。利用実績は、まだ多くはありませんが、今後は、利用者の声を参考にし、改善を加え、取り組んでまいります。また、道の駅保田小学校の直売所では、外出自粛に伴う、巣ごもり需要に対応するため、新鮮野菜を通信販売するなど、新たな取り組みも行っております。観光関連施設の大規模改修については、令和2年度に策定した鋸南町公共施設等個別施設計画をもとに、今後、施設の劣化度合、町財政状況を考慮し、計画的に持続可能な資産運営を目指してまいります。新型コロナウイルス感染症対策については、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、各種ガイドライン、県の指針などを参考に取り組んでおります。来訪客の感染防止策として、令和2年度に、サーモカメラ、次亜塩素酸空間除菌脱臭機、消毒スタンドなどを各道の駅に配備しました。また、令和3年度は、来訪者が、屋外スペースにて、より快適に利用して頂けるよう、テーブル

ベンチ設置工事や屋外テントの購入などを予定しております。そのほか、各施設の入口に、手指消毒用のアルコールの配置、従業員のマスクの着用の徹底、施設内の定期的な換気、場合によっては、来場人数の制限なども行い、引き続き、基本的な感染症対策も実施するとともに、来訪客にも、感染防止の協力を依頼してまいります。また、コロナ禍での観光施策として、町が、今まで力を注いできた花木の植栽などの既存の観光資源も、さらにブラッシュアップを行うことで、相乗効果が発揮できると考えています。コロナ禍で、自然志向に向かう来訪客のマインドを的確につかみとり、一人でも多くの皆様が、安心して、楽しんで頂けるよう、さらに検討してまいります。

ご質問の2点目の、鋸山についてであります。令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、英語の表記ともに、その場にいるかのように楽しめるAR機能を付加した「鋸山立体マップ」、「鋸山周辺マップ」を作成し、新たなPR方法の試みも実施し、観光客の皆様からは、好評価を得ているところです。また、富津市と共同で進めておりました日本遺産認定は、残念ながら見送られてしまいましたが、日本遺産候補地域として、現在、再度申請を行っております。鋸山に通じる関東ふれあいの道・東京湾を望む道は、ハイカーに大変、人気があり、コロナ禍という状況も相まって、利用者も増加をしております。鋸山が、ハイキングルートとして、知名度が上がっていることも強みと言えらると思います。今後も、安全対策に配慮しながら、登山者がハイキングを楽しめるよう鋸山の魅力を発信してまいります。

ご質問の3点目、「佐久間ダム親水公園、笑楽の湯、バーベキューハウス佐久間小学校」についてであります。まず、佐久間ダム親水公園のキャンプ場についてですが、例年5月から11月末まで利用して頂いております。令和2年度の実績としては、154人の利用がありましたが、コロナ前の平成30年度と比較すると、71人の減という状況です。一方で、令和3年度は、5月末現在、98の方が利用され、既に前年実績の6割にあたる方が利用されている状況で、コロナ禍において、キャンプは、三密を避けるレジャーとして定着しつつあることがうかがえます。キャンプ場での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としては、本来であれば、1日14張を基本としていたところ、9張を上限として、密集を避ける様に間隔をとって、予約を受付けている状況であります。また、申請者の住所が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に指定されている区域からの申請は、受付をお断りしている状況でございます。キャンプエリアの拡張については、現在のところ予定はありませんが、近年のアウトドアブームにより、キャンプが注目されておりますので、民間の力も活用しながら、佐久間ダム親水公園だけに限らず、キャンプ需要に対応していくことも必要であると認識しております。その他の施設の利用者数の状況であります。笑楽の湯は、令和2年度実績としては、13,768人、平成30年度と比較をしますと、9,953人の減という状況で、令和3年5月末現在では、3,071の方が利用されています。また、佐久間小バーベキューハウスは、令和2年度実績としては、172人、平成30年度と比較をしますと、465人の減という状況で、令和3年5月末現在では、40の方が利用されている状況があります。

ご質問の4点目、その他の施設、海水浴場の設置などについてであります。令和3年度の海水浴場の設置については、諸般の報告でお伝えいたしましたとおり、現状では7月31日、土曜日から8月15日、日曜日の期間で、勝山、大六、鱒ヶ浦、保田、元名の5箇所にライフセーバーを配置をして開設する予定です。また、近隣住民の迷惑にならぬよう、路上駐車防止、ごみの持ち帰り、バーベキューの禁止などの周知を行うとともに、例年同様、海岸監視監をお願いし、巡回も実施していきたいと思っております。開設に向けて、国や県の示す感染防止策等に十分留意したうえで、準備してまいります。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言及び、まん延防止等重点措置の拡大状況などによりまして、急きょ、開設中止の判断を行うことも考えられますので、感染状況の把握に努めまして、適切に対処してまいります。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大以降、観光需要は大幅に減少しておりますが、町の観光資源の魅力が失われたわけではありません。今まで町が投資してきた自然を中心とする観光資源は、むしろコロナ禍においては、町のさらなる強みになると考えているところであります。感染拡大防止と観光振興の両立を図りながら、ウィズコロナの時代における安全で安心な旅のスタイルを研究してまいります。

以上で、早川正也議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願い致します。

○議長（鈴木辰也）

早川正也議員、再質問はありますか。はい。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。それでは再質問させていただきます。1件目。都市交流施設周辺整備事業についてですけど、まず進捗、1点目の進捗状況について、選定委員の外部有識者はどのように選定したのか質問します。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、外部有識者については、平成27年12月に開設いたしました都市交流施設道の駅保田小学校の設計事業者選定の際と同様に、町職員では知見が不足する分野について、外部から選定委員を招へいすることといたしました。今回の整備事業では、建物を改修などのほか公園などの外構工事を含みますことから、建築設計の専門家と外構などの景観設計の専門家を各1名、さらに商業的な施設であることを踏まえまして、施設等のプロデュースを専門とする方1名、合わせて3名を選定するとしていたしました。まず建築設計の分野で選定をさせていただきました廣田委員につきましては、都市交流施設道の駅保田小学校の設計事業者選定の際に選定委員として募集要項の策定段階からご支援をいただきました。また選考の過程でも中心的な役割を担っていただきましたので今般の選定についても、建築分野の有識者として依頼をさせていただきました、委嘱をさせていただいたところでございます。選定委員長を務めていただきました。

次に戸田委員につきましては景観設計の専門家として、それから今村委員につきましては施設のプロデュースの専門家として委嘱をさせていただいたところですが、人選につきましては、廣

田委員からの推薦等に基づきまして、実績等を町の方で確認し選定をさせていただいたところでございます。町職員が直接出向いて、趣旨を説明した上で依頼をし、承諾を得たものであります。3者ともに他の地方自治体での審査委員やアドバイザー、あるいは指定管理を直接運営するなど、それぞれの分野で実績のある方でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。それでは2番目に、2点目に、設計業者の現地拠点を鋸南町内に置くということでありましたけども、どこに置かれるのか質問します。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、設計業者の現地拠点についてでございます。設計事業者からは町民の皆さんが気軽に入りができる場所に拠点を構えたいという意向がございまして、現地近くで空き家空き店舗等を探しましたが、適地を見つけることはできませんでした。現在は道の駅保田小学校の施設内を拠点として活用できるよう調整を図っているところでございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

できれば設計業者の現地拠点は今言われた通りみんなにオープンに、ちょっと進捗状況がわかるような現地拠点になっていただきたいと思っておりますのでお願いします。3つ目に立竹木工作物および生産設備の撤去が地権者でとのことですが、その撤去に関して隣に保田小学校の既存の施設もでございます。その辺に対して町の方は管理を少しはするのかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、生産設備等の撤去についてでございますが、地権者2名の方と移転補償の契約を締結し、地権者はその生産設備等を撤去をしていただくこととなっております。契約の履行が全て終了し、町側で確認を終えた後に当該契約に係る保証金等の精算払いを行いまして、その土地を町が管理するということでございます。土地の所有権を町に移転し、さらに設備等が完全に撤去されたことを確認した以降に町が管理するということ現状考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。土地の買収といいますか、それが終わった段階で住民の方はもう町の施設ができるもの

だというふうに考えると思われます。撤去の際に飛散物等がございますと、やっぱり町の方に苦情等が入ってくるんじゃないかと思しますので、その辺は十分地権者の方にも説明した上で撤去等行っていただければと思いますのでお願いします。

2点目のワークショップの実施についてでございますけども、第2回が6月に行われる予定でございます。大変1回目好評だというふうに聞いておりますので、定員で30名、35名でしたか、その参加希望者が定員を超えた場合はどのような対応をするのか、お聞きします。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。ワークショップについてでございますが、各回共に30名程度ということで募集をしております。5月の23日の第1回目につきましては31名の方に参加をいただきました。第2回目以降ですが当初予定していた会場よりも広いスペースに変更しまして、より多くの方にご参加をいただく方向で調整をしております。

その上で対応可能な人数を超える場合には、大変申し訳ありませんが、先着順として対応させていただきますのでございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

大変多くの住民の方から意見を求めるのが重要だと思います。ただ、まとまらなくなつては元も子もありませんので、設計業者と相談しながら、重要な意見を活かしていただければと思いますのでお願いします。

それでは2件目の鋸南町の観光施設についてですけども、1点目の道の駅保田小学校、道の駅きよなんについて3点質問します。1点目、コロナ禍でのテナント料金の減免等を行われているかどうかお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

ご質問のコロナ禍でのテナント料金の減免についてでございますけれども、まず道の駅保田小学校につきましては、月平均76万6000円、年919万2000円でございます。これについては特に減免を実施してはおりません。ただし、コロナ禍におきましては、持続化給付金等の支払いにタイムラグが生じておりましたので、一時的にテナント料金の猶予を行うなどそういう柔軟な対応をしたということを聞いております。それと道の駅きよなんについては令和2年度の合計のテナント料金につきましては、月18万円年間216万円でございます。これに関しては特に減免も実施してはおりません。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

テナントに入っている方はコロナ禍でもって観光客の減少売り上げの減少等が大変あると思います。又コロナ禍も続くような感じでございますので、できれば減免措置ということも考えていただければと思います。

2点目、農産物の生産者、特にきよなん楽市で農産物を販売している、出荷している組合員などは実際販路に大変困っている面がございます。

先ほど答弁でもありました通販を行っているということですが、これから通販等の拡大に期待しますが、その点に関していかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

今のご質問に関して実績を、始めにちょっと説明させていただきますけれども、令和2年4月から令和2年5月22日までですね、鋸南おまかせ野菜セット、そら豆4kgという形で販売を実施いたしました。

実績については154件あったと聞いております。売り上げについては50万7000円ございました。保田小のホームページに特設のですね、通販バナーを作りまして、花、野菜、お土産通販を現在実施しておるところでございます。

期間につきましては、令和3年の1月26日から現在行っております。野菜セットは3500円、花のセットは4500円。お土産セットは4000円という形で引き続きネット販売を継続しております。現在まで実績といたしましては、64件ございました。売上といたしましては、23万7000円を売り上げだということで聞いております。加えまして昨年度ですね、巣ごもり需要に合わせて実施しました企画であったんですけども、比較的好評でありまして、実際に昨年度購入した方がですね、直接ご来店してくださるケースもあったと聞いております。

結果的に集客に繋がる仕組みになったということで、聞いております。令和3年度につきましては、共立メンテナンスグループの運営いたします通販サイト、共立トラストネットショップを活用いたしまして、株主さんをはじめとする共立を利用するお客様向けのサイトにですね、直接保田小学校の商品を掲載し、さらなる通販販路の拡大を検討してまいりますということで聞いております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい、大変将来明るいような、今共立メンテナンスさんの方の対応もあると思います。生産者の方も安定したそういう商品の供給といたしますか、そういうものも必要かと考えますので、販路

と共々鋸南保田小学校の方と鋸南楽市出荷組合の方も協力して、販路の拡大に努めて行ければと考えるのでお願いします。

次にキャンピングカーの来訪者が非常に5月の連休あたりが多かったと思われます。問題点、またメリット等もあると思いますけども、その点についてお願いします。対応についてお伺いします。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

キャンピングカーのですね、利用につきましては、正確な数字はちょっと把握はしていません。ただ平日は数台程度、あと土日祝日、祝日には10台程度で、多い時には15台程度になる場合もあるということを聞いております。開店までにはですね、ほとんどがいなくなるということなので、キャンピングカーで駐車場を占拠されてしまうような、そういう事象は現在はありません。ただ水道の大量使用でありますとか、ゴミの問題、あと駐車場で火気を使用するなど、これは調理ですね。そういうことは課題として存在しているようです。現在の対処といたしましては、水道の大量使用に関しては、例えばポリタンクで給水が可能な蛇口について、夜、蛇口を外して、朝取り付けるというような対策をとっていると聞いております。

ゴミの問題に関しては、持ち帰りの放送であるとか、注意喚起の看板などで対策をとっております。駐車場で火気を使用して例えば調理をするような行為があれば、直ちに注意をしているという状況です。今後コロナ禍でアウトドア需要がですね、増すことによって、やはりキャンパーの需要はどう対応していくべきか、やはり指定管理者と課題を整理していかなければならないという認識でおります。以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

今火気の使用ということがありましたけれども、あの、夜、火気を使用して強風、その辺は風が非常に強く吹く場所でもございます。周りに農地等もございますので火災等の心配もありますので、早急にちょっと対策が必要なのかなと考えますので、道の駅と連携しまして、夜間の管理体制とか、その点について協議して進めていただければと思います。

質問4点の海水浴場の設置についてですけども、今回諸般の報告の中で町長の方から答弁もありました。開設するということで今進んでいると思いますけども、また開設しないとき去年の例を見ますと、バーベキューを行っていた方だとか、そういった方がいて町民の方から苦情が出ているとか、コロナ禍でもって、食べた残飯が残っていて、それを手で片付けるのも非常に怖かったという声も上がっております。

その点について開設しないときの対応についてお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

開設する場合もちよつと説明いたします。安心安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例に基づきまして、海水浴場の迷惑行為、例えばこれは水上バイクの乗り入れでありますとか、バーベキュー禁止などのことをございます。これらについて指導または勧告することが可能ということになっております。それともう一つ、元警察官によりますですね、海水浴場の監視監をお願いいたしまして、海水浴場のパトロール、これは開設のときは条例に基づいて指導が可能。それと海水浴場にですね、ライフセーバーを設置いたしますので、海水浴場の安全確保が可能になると、これが開設した場合ということですね。一方で開設しない場合でございます。条例の縛りが効かなくなりますので、海での迷惑行為、これらに関する指導とか勧告等ができなくなります。注意や要請程度という形で私ども対応することになります。それと、海水浴場開設せずともですね、先ほどご説明させていただきました海水浴場監視監、これはご依頼するつもりでございます。条例に基づく強い指導は出来なくなりますけれども、注意とか要請をしていくつもりでございます。

それと海水浴場に関しては、先ほどライフセーバーを設置すると言いましたけども、海水浴場を設置しない場合はこのライフセーバーが設置されませんので、そこで泳いでいらっしゃるお客様、これの安全の確保が難しくなるという状況でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

開設しない場合、安全確保が難しくなるということがもしわかってるんであれば、それに対して対応していくのが必要じゃないかなと思いますので、協議していただければと思います。

鋸南町の基幹産業である観光は新型コロナウイルス感染拡大の大きな損害が出ていますが、新型コロナウイルスの感染はいつか落ち着くときが来ると思います。そのためのためにも、今できることを進めておくことが非常に大事じゃないかなと思います。それには現在計画しています都市交流施設周辺整備事業を必ず成功させることが重要じゃないかなと考えております。数年後には鋸南町の住民が安心して暮らせるような町になるように関係者各位また、住民の皆様のご協力をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

以上で早川正也議員の質問を終了します。ここで暫時休憩をし、午後2時10分から会議を再開いたします。

…………… 休憩・午後1時58分 ……………

…………… 再開・午後2時10分 ……………

◎1番 笹生 あすか

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

町長より訂正の発言の求めがありましたので、これを許可します。

白石治和町長。

○町長（白石治和）

先ほどの早川議員の一般質問の中でですね、私の答弁の中でですね、道の駅保田小学校の令和2年度の税込の売り上げ実績というところで、多分5億5千万というような表現をしたかもしれません。正式には4億5千万円でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

次に、1番、笹生あすか議員の質問を許します。

○1番（笹生あすか）

はい、議長。

○議長（鈴木辰也）

1番、笹生あすか議員。

[ベルが鳴る]

○1番（笹生あすか）

新型コロナワクチンについて、生理の貧困について、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての3件の質問をします。

1点目、新型コロナワクチンについてです。現在、町内でも65歳以上の方を対象に新型コロナワクチンの接種が始まっています。予約をしたくても電話が繋がらない。インターネットの使い方もわからず、予約ができない。予診票を自分で書けないなどの相談も寄せられています。全国で様々な問題が発生しているとの報道もあります。そこで3点質問します。

1点目、先行接種の医療従事者や高齢者施設等の入所者へのワクチンの接種状況はどうか。

2点目、ワクチン接種予約の申し込みや問い合わせの状況はどうか。

3点目、自力で申し込みができない方への支援が必要だと考えるかどうか。

続いて2点目、生理の貧困についてです。経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な状況状態にある生理の貧困は、世界的に社会問題となっています。日本でも、コロナ禍で経済的に困窮する学生が増える中、生理に関する啓発活動をしている若者グループがSNSでアンケートによる実態調査をし、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労していることが報道され、女性から声なき声が上がリ、支援の輪が広がっています。

そこで3点質問します。1点目、生理の貧困について、町はどう認識しているか、2点目、近隣自治体の生理の貧困についての支援の状況はどうか。3点目、小中学校や公共施設のトイレ

に生理用品を無償でおく必要があると考えるがどうか。

3件目は、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。3月に鋸南町人口ビジョン、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。相次いだ台風災害や、このコロナ禍で町民の生活も変化しています。そこで3点質問します。

1点目、確定申告が過ぎ、町民の所得への影響はどうか。2点目、通勤助成金の申し込み状況など現状はどうなっているか。3件目、学生の通学助成も必要だと考えるかどうか。以上、1回目の質問は終わります。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁願います。白石治和町長。

〔白石治和町長 登壇〕

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「新型コロナワクチンについて」お答えをいたします。

ご質問の1点目、「先行接種の医療従事者や、高齢者施設等の入所者へのワクチンの接種状況はどうか。」についてであります。新型コロナワクチン接種は、国からのワクチン供給が大幅に遅れたため、安房地域の接種開始についても、当初2月からと示されていた医療従事者の接種スケジュールもだいぶずれ込んでいる状況でございました。安房地域医療センターと亀田総合病院の医療従事者が3月下旬から、その他の医療機関従事者は4月下旬から接種開始となり、5月末には大部分の従事者への接種が終了する見込みとなっております。高齢者施設なども、5月下旬から今月中旬にかけて、安房医師会が特別にチームを編成して、巡回接種を行うほか、各施設の嘱託医等の訪問による接種も進められているところであります。特別養護老人ホーム鋸南苑とグループホーム和季につきましても、5月24日と31日の週に、鋸南病院の医療スタッフが訪問をし、接種を希望する入所者及び従事者に対して、1回目の接種を終えたところでありまして。一般の65歳以上高齢者の方につきましても、ようやく、今月の1日から個別の医療機関で接種が始まっております。

ご質問の2点目、「ワクチン接種予約の申し込みや問い合わせの状況はどうか。」についてでございますが、町内で接種を実施して頂ける3つの医療機関については、国が高齢者の2回の接種を終えるよう指示されている7月末まで、接種可能な枠はすべて予約が埋まっている状況となっております。また、安房地域医療センター、館山病院及び亀田クリニックで日曜日に実施いたします集団接種については、6月20日と6月27日の予約受付を行ったところでありまして、予約開始日当日に、予約が全て埋まってしまった状況であります。ワクチン接種に関しましては、ご案内を発送致しましてから今日まで、電話または窓口において、随時、お問合せを頂いている状況でございます。ご来庁いただける方には、5月11日から役場本庁及びすこやかに、予約相談コーナーを設置し、問合せに対応しております。

ご質問の3点目の、「自力で申込みができない方への支援が必要だと考えるが、どうか。」に

ついてでございますが、役場本庁及びすこやかに設置した予約相談コーナーを中心に、自力で申し込みができない方へ予約の方法、支援、代行など行っております。スケジュールや予約方法等、随時変更、追加になる部分も多くございますが、接種を希望される方への支援につきましては、今後も、その状況に応じた支援をまいります。

2件目の「生理の貧困について」お答えをいたします。

ご質問の1点目の、「「生理の貧困」について、町はどう認識しているか。」についてでございますが、このことは、以前からも潜在的な問題でしたが、コロナ禍で経済状況が変わった方が多く、また、海外の動きもあって「生理の貧困」として日本にもあるということがつい最近明らかになって参りました。日本の「相対的貧困率」は先進国の中でも高く、7人に1人が「子供の貧困」状態にあるといわれています。周りから見てわかりやすく貧困というわけではなく、食べたりすることはできるけれど、それ以上の余裕がない状況にある。そのような状況にある子どもたちが日本にはたくさんいるということがわかり、その中で生理用品を買うのに苦労しているなど「生理」の問題も顕在化してきたようでございます。しかし、生理用品が購入できない方の中には、経済的な問題だけが理由ではなくネグレクトや親に買ってもらえない、親に言えないといった家庭内の事情など様々な原因があり、そのような環境で生理に関する問題に苦しんでいる方がたくさんいることがわかってきたと認識しております。

ご質問の2点目、「近隣自治体の「生理の貧困」についての支援の状況はどうか。」についてでございますが、安房地域において現在支援している自治体はなく、近隣では、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市で令和3年4月から生理用品の配布等を実施しております。木更津市、君津市、富津市は市内の小中学校などで、一部のトイレに備え置き、袖ヶ浦市は健康推進課窓口で配布を行っているということでございます。県内においては、5月19日時点で20の自治体が令和3年度より配布や公共施設への配備などの取り組みを実施している状況でございますが、ほとんどの自治体の調達元は、防災備蓄からとなっております。

ご質問の3点目、「小中学校や公共施設のトイレに生理用品を無償で置く必要があると考えるが、どうか。」についてでございますが、小学校、中学校、公共施設のトイレには、いずれも生理用品は置いておりません。しかし、小中学校では保健室で常備しており、そのことを女子の児童生徒に伝えてあり、忘れたなど必要としている児童生徒には随時、保健室で配布しています。現時点では、学校では支障がないと伺っておりますので引き続き現状どおりの対応をまいります。しかしながら、昨今、ネグレクトなどにより、親から買ってもらえない等の報道もされておりますので、学校で定期的に行っているアンケート調査や個人面談等の際に注視・把握していただき、困っていると思われる子には学校側から声をかけるなど、必要に応じて対応をまいります。また、役場本庁、保健福祉総合センター等の公共施設では、衛生面も考慮し、窓口等で配布するなどの対応を検討をまいります。

3件目の「第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「確定申告が過ぎ、町民の所得への影響はどうか。」についてでございますが、

令和2年分の町民の総所得金額は約89億3千万円で、台風災害があった令和元年分と比較しますと、4.3パーセント、額にして約3億7千万円の増となりました。新型コロナウイルス感染症の影響で、社会情勢や経済状況が大きく変化し、町内のサービス業や宿泊施設、飲食業は多大な影響を受けたところではありますが、台風災害の復旧に伴う需要により、建築業を中心に所得は増加をし、事業所得は令和元年よりも約6.2パーセント、額にして約2億6千万円の増額となったところでもあります。また、年金所得者の大幅な増加と、税制改正による給与所得の控除額が引き下げられたことも総所得金額を押し上げた大きな要因となっております。一方で、令和元年の台風災害は、今もなおその爪痕を残しており、令和2年分の農業所得は、台風被害前である平成30年分の40パーセントにも満たない額まで、落ち込んでいる状況にあります。廃業や施設の改修経費の増加によって、所得が大幅に減少したものと考えられるところでもあります。令和2年は、台風災害からの復興におけるプロセスで、一部の業種の業績は向上したものの、依然として厳しい状況が続く業種もあり、また、コロナ禍で巣ごもり需要などの恩恵を受ける業種もあれば、対面型の業種であるために、業績が上がらない業種もあるなど、好不調がはっきりと分かれる2極化が顕著であったと思っております。現時点では、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことは、難しい状況ではありますが、ワクチン接種の効果を期待し、今後も地域経済の動向を注視して参ります。

ご質問の2点目、「通勤助成金の申し込み状況など、現状はどうなっているか。」についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの普及など、働き方のあり方が見直され、事業所や住居を地方に移す動きが増加傾向にあります。通勤支援助成金は、本町から公共機関を利用し、都市部へ通勤する方へ助成することで、移住者の確保につなげるため、令和3年度から新規に取り組んでいる事業でございます。この事業は、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標のひとつ、『本町への新しい人の流れをつくる』の中の、移住定住の推進を行っていくため掲げている事業となっております。町報、ホームページ、SNSなどを使い周知し、4月5日から5月7日までの募集期間に、22歳の女性から62歳の男性まで、幅広い年代から、5名の方の応募がございました。勤務先については、県内が4名、東京都が1名、ほとんどの方が、JRを利用して、通勤時間が約2時間となっております。応募の際、アンケートをお願いしておりますが、全ての方が長時間の通勤に対して、苦痛を感じており、通勤環境の向上が必要という回答がある中で、鋸南町に住みたいという方を増やすため、『こういった政策を支持いたします』など、移住定住に繋がる、好意的な意見をいただいております。応募者から定期的に、どのような制度設計が良いか聞き取りを行い、移住定住に効果的な制度になるように、検討してまいります。

ご質問の3点目、「学生への通学助成も必要だと考えるが、どうか。」についてですが、通勤助成制度を始めるにあたり、通学助成について、県内で先行実施している自治体の事例も検討をいたしました。2点目で答弁いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方が見直され、地方へという流れを見据え、移住定住を推進する観点から、まず

は、通勤者を対象として、事業に着手しました。しかしながら、鋸南町人口ビジョンの人口移動状況を見ますと、男女ともに高校卒業と同時期に他の自治体へ転出する傾向が強いことから、少しでも転出を抑制するためには、本町から通学していただき、卒業後は、地元就職してもらえるような対策を講ずることも重要であります。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響など、社会情勢が大きく変化し、人口密度の高い都市部に居住することへの危機感やリモートによる授業など、新しい生活様式への転換から、地方に定住し、遠距離通学する傾向も高まることも考えられますので、他の自治体も参考に、支援策の拡充について検討してまいります。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。以上であります。よろしくお祈りいたします。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員、再質問はありますか。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

それでは、再質問します。1件目の新型コロナワクチンについてですが、厚労省のワクチン供給スケジュールを見てもワクチン量が急に供給量が増えたりと対応がかなり大変だろうということが想像できます。医療機関の皆様、役場の職員の皆様、大変なご苦労かと思えます。大変お疲れさまです。その内容につきまして問い合わせや相談というものが連日あるということですが、どのような内容が多いのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

ただ今の質問にお答えさせていただきます。町長答弁の中にもございましたが、現在保健福祉課内の予約案内係へのお電話と役場およびすこやか予約相談コーナーでお問い合わせ等をいただいておりますが、具体的な内容といたしましては、どこの医療機関で接種できるのか、予約時期はいつごろになるのか、予約方法はどのようにしたらよいか、といったお問い合わせを多くいただいております。各医療機関の予約等の状況は、随時変更となりますので、医療機関の情報を頻回に確認しながらご案内をいたしておるところでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私の方にも同じような質問が来てまして、役場の方から町内の行政無線の方であのこうやって窓口を開けてるよっていうことを広報していただいたことで、すごく良かった、相談できる場所があつてよかったってことで安心されてる方の声も聞きますので、引き続き対応していただければと思います。

現在行われている高齢者のワクチン接種と並行してクラスターの懸念がある学校や幼稚園、

保育所、学童などの職員やデイサービスや訪問介護の職員などのワクチン希望者への早めの接種も必要だっという声もあるのですがそのことに関してはどうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

お答えいたします。その件につきましては4市町で現在協議調整を行っているところでございますが、現状といたしましては、高齢者の接種を実施しております中で、キャンセルが出た場合に、学校関係、介護関係、介護関係施設等の職員の方たちへのお声がけをできるようリストを作成しているところでございます。

また個別および集団接種会場の両方でキャンセルが出た場合にも、ワクチンを無駄にすることなく有効に活用できますよう対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

キャンセルが出た場合の対応策についても伺おうと思ってたんですけども、今の学校や介護、教職員や介護職員などの関係の方のリストを作っているということなのでなるべく希望される方、強制ではないのでワクチンは、希望される方なるべく早く受けられるような、クラスターとか、最近はちょっと低年齢化してきて、学校や保育園でのクラスターの報道もありますのでなるべく早く接種できるような体制作り大変かと思いますが、よろしくをお願いします。

町民で、安房地域の町民だけではなくて、安房地域でもいいですけども、あの既に、接種を受けた方の重い副反応の報告というのはありますでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

6月の1日からですね、個別接種が始まったところなんですけど、今現在1週間、1週間が経過したところですが、現在のところ、そのような症例の報告はございません。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今のところないということでもちょっと安心しております。厚労省が公表している副反応についてのページもちょっと連日更新されているものは見ているつもりなんですけれども接種から時間が経過してから、あの重い副反応が出るケースっていうものもちょっと目立っているなと思います。独居や高齢者世帯に対して、例えば接種翌日に電話で体調の安否確認をするとか、ヘルパーさんやケアマネさんに協力してもらって安否確認をするっていう必要があるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。個人個人の方の接種日につきましては、インフルエンザワクチン等の他の予防接種同様、町の情報として持ち合わせるものではございませんので、個別の安否確認等の対応はできかねないような状況でございます。通常の予防接種同様接種をした病院、または救急要請等により対応をお願いしたいと考えておるところでございます。また千葉県では副反応等の専門的な相談を行っております。受付も24時間対応の専門相談窓口の電話番号等を町報等でも、町報やホームページ等でもご案内させていただいているところがございます。以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

個人のことなので、町として把握ができないというのもごもっともだと思うのですが、そうやって副反応のその対応ができる、そういうお電話番号の広報とか周知っていうものを私の方からもしなければなと思います。少しでも安心して生活ができるようになるべく支援をしていただけたらと思います。それでは次の再質問に行きます。2件目の、生理の貧困についてです。先日、先ほど町長答弁で袖ヶ浦市の方では小中学校のトイレに設置はせずにあの窓口での配布っていうことだったんですけれども、つい先日、この6月から袖ヶ浦市内の小中学校のトイレに設置する、生理用品を設置するということが決まりました。都立学校でも設置するということが決まって発表されたところです。

小中学校の個室トイレに生理用品を設置するというのが私は重要だと考えます。それは生理であることを先生や他の人たち打ち明けなくても、トイレトペーパーと同じように自由に生理用品を使える、っていうことで子供たちが安心して過ごせて、子供もプライバシーを尊重できると考えます。品川区の教育委員会の方ではそのような考えで、区内のあの全ての小中学校のトイレの個室に設置するということをこだわってやってるそうです。そうすれば人に打ち明けられなくて、手に入られなくてっていう子が少しでも減って、あの、手に取りやすくなる。困る子が少なくなるっていうふうな考えからやってるそうなんですけれども町の考えはいかがでしょう。

○議長（鈴木辰也）

はい、教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。この件についてですね、学校の方にもですね、お話を聞いてみました。生理用品をトイレの個室に置くということは、絶対反対とは言っていませんでした。ただしですね、自由に使えることで、それをですね、例えば悪意のある他人に見られたりした場合、いたずらに使わ

れたり、からかいの元になつたりするなど、新たな課題につながるものが心配とのことでした。必要な場合には保健室で手渡しをしているやり方なら、先生方も把握ができて、場合によっては子供たちを守ってあげられるとのことでした。そのためには子供たちが先生がたに伝えやすい環境が必要となります。町長の方の答弁でもありましたが、学校ではですね、子ども達の心配事や悩みを把握するため、複数のアンケートとか個人面談を行ってます。個人面談につきましては小学校で年2回、中学校では3回、あと心配事だけではございませんが、いじめだったり他のことも含めてですが、アンケート調査をですね、小学校は8回、中学校は4回。また随時相談できる体制も備えてるそうです。

それとですね、合わせて子供たちの様子は毎日先生方見ておりますので、何か子どもたちからサインが送られたときには、すかさず相談にのる、声をかけて、どうなの、というふうに話しかけているそうです。現時点ではですね、あまり支障がないということですのでこれからもですね、困っている子を出さないように小中学校の先生がたにお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今の答弁で、いたずらとかからかいの元になる心配っていうことが出ましたけれども、これってというのは結局日本は私も含めてですけどちゃんと学校で性教育あまり受けていないっていう印象がありますし、外国から見ても日本の性教育は遅れているっていうふうに言われています。2009年にユネスコですね、国連教育科学文化機関ユネスコなどが国際的な性教育の指針を発表したことによって、あの、流れは大きく変わってきています。私が今、ちょっと私も勉強中なのですが、包括的性教育というものが重要性が指摘されています。包括的性教育っていうのは、年齢に応じてだとか、それで今どのような性教育がされてるのがこの後聞くんですけど、伺うんですけども、あの年齢に応じた、その、性教育が必要で、科学的根拠に基づいてジェンダーの平等など人権の観点を含めて教えるっていうもの、で、今はもう子供たちはそれこそインターネットを自由に使えて自由に見ることができるので、誤った情報も多く流れているので影響を受けやすいということで、それがちゃんと教育をしていくことで、子どもの身を守ることに繋がるっていうふうな考え方なのですが、町の性教育はどういうどのような感じなのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

それではお答えします。学校ではですね、性教育についてはですね、文部科学省の示す学習指導要領に沿って授業が行われています。具体的にはですね、小学校では、2年生と4年生、男女合同で一コマずつ、体の秘密とか思春期の体の変化という内容を学んでおります。

またですね、別に女子児童だけですね、4年生、それとあと5年生6年生で宿泊学習の前ですね、生理用品の使い方について学習しているそうです。中学校ではですね、保健体育の授業の中で行ってますので、基本的には男女別です。それで1年生で3コマ、3年生で2コマ、内容としましては、体の変化、異性の尊重、欲求と心の健康、性感染症、それとエイズについて、それぞれ学習しております。それとですね、中学校ではまた別にですね、より深く学ぶ機会として、こちらの方はですね、2年生3年生男女一緒だそうです、外部講師の方、助産師の方をお願いしまして、妊娠出産についての授業を行っているそうです。これが現状であります。先ほど議員さんもおっしゃいましたが、包括的性教育ですか、いろいろ性に関する知識やスキルだけではなくですね、あの人権とか多様性とか、その効果もですね、学ぶことによって、その効果もいろんなことで明らかになってるそうですが、現実的には文科省の指針に沿って行っているということですので、不足する分についてはですね、家庭と、家庭でもですね、性教育の方を行っていただきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私の学生の時と比べてかなり進んでるんだなっていうのがわかりました。私のときの記憶しかないのだけれども、男女別、小学校のときは男女別々だったとか、いろいろコマも増えてるんじゃないかなと思って、ちょっと助産師さんのお話を聞く機会もあるということで、とてもいいことだなと思います。で、なんか、性に関する指導ということで文科省が出していて、性教育としてのものでないの、カリキュラムは作らなくていいっていうふうに出して、性教育としてのものでないの、カリキュラムは作らなくていいっていうふうに出して、文科省が出してるそうなので、これだけ指導の中でも鋸南町やっているのであれば、もっと理解ができるように、家庭でも一緒に教育できるような体制が作れたらなと思います。

続いてあの3件目なんですけれども、全国的に生活保護の申請が増加しているとの報道があります。鋸南町ではどうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

ただいまのご質問ですが、鋸南町においてですね、生活保護の新規申請につきましては、令和元年から生活保護受給世帯数、それから実人数についてはほぼ横ばい状態となっております。コロナ禍における収入減少による申請につきましても今のところございません。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

これは社協が窓口になると思うんですけれども、生活福祉資金貸付制度の申請についてはどうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

ただいまの生活福祉資金貸付制度でございますが、こちらは千葉県社協が実施しているものでございますが、コロナ禍による影響で休業等により収入が減少した世帯を対象とした生活維持のための資金の貸付を申し込んだ方は、令和2年度におきましては21件、そしてまた収入の減少や失業等により生活困窮になった世帯を対象とした日常生活を維持するための貸付、こちらもう一つあるのですが、そちらの方を申し込んだ方は令和2年度においては13件ということでございます。合計34件の貸付の申請があったというように伺っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

鋸南町のこのコロナ禍での経済対策で、商品券を町民に配布するっていうことはとても好評で、他の自治体にお住まいの方からもすごくいいということで自分で申請をしなくても届くっていうことや、あと例えば1万円で1万2000円分のもので商品券で買えるっていうシステムの自治体もあるようですが、そうするとその最初の1万円を出すお金がない、なかなか捻出できないっていう方もいるようで、こうやって届くっていうのはすごくいいことで今年度もまた予算で上がっていましたので、町民の方から喜ばれている声が届いています。去年は水道料金が減免、3ヶ月基本料減免っていうのがあって、それもぜひ今年度もやってほしいという声が届いているのですが、町の考えはどうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員、これあの生理の貧困に関係しての。

○1番（笹生あすか）

3件目の、すいません、創生の方です。人口ビジョンの。

○議長（鈴木辰也）

わかりました。すみませんです。

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

去年はですね、その対策ということで、水道料金の全ての加入者の方々の水道基本料金の減免というのを3ヶ月間やらせていただきましたが、今のところですね、今年度におきましてはそのような水道事業減免という事業は予定はしておりません。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今回この人口ビジョンの中で、第2期の鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての中で近隣市への移住者があの結構多いんだっていうことがわかり、わかってすごく衝撃を受けたのですが、今回提案したあの通学助成金も検討していただけるということで、この辺だと君津市が定期券を持っている、通っている高速バスとか通っている人の通学助成をやっているってことで鋸南町もできないかっていう町民の声から私今回質問したんですけれども、結構話を聞いていくと、君津とか、それとも南房総市とか本当に近隣市に新しいお家を建てて越してしまうって人が多いように感じます。その答弁の中でもありましたけれども、コロナ禍で学校に実際通学するっていうことが減っていて、リモートで授業やっているから一人暮らしするにはコストがかかりすぎる、だけど、交通費もたまたま通学にも交通費がかかるから支援してもらえると助かるっていう声もありますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（鈴木辰也）

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。ここで暫時休憩をします。午後3時から会議を再開します。

…………… 休憩・午後2時51分 ……………

…………… 再開・午後3時00分 ……………

◎3番 竹田和明議員

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて、会議を再開します。

次に、3番、竹田和明議員の質問を許します。

○3番（竹田和明）

はい、議長。

○議長（鈴木辰也）

3番、竹田和明議員。

[ベルが鳴る]

○3番（竹田和明）

今年3月に第6次鋸南町障害福祉計画および第2次鋸南町障害児福祉計画が改訂されておりますので、こちらになりますけれども、この点につき質問させていただきます。

発達障害者支援法第3条3項では、国および地方公共団体は、発達障害者およびその家族、その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ、総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関お

よび民間団体相互の有機的連携のもとに、相互に必要な相談体制の整備を行うものとする、とされています。そしてこの連携ということが私もとでも重要だと考えるわけです。障害者支援、と一口に言っても、要求される支援は千差万別であって、個別の対応が求められることから、各分野における専門家を鋸南町だけで整備するというのは現実的ではないというふうに思いますので、広域つまり安房圏域で連携して取り組むべきだというふうに考えます。この点発達障害者支援法においてもこの医療、保健福祉、教育、労働等の関係機関および民間団体相互の連携のもとに行わなければならないとされています。新たなこの障害福祉計画でも安房圏域、鴨川市、館山市、南房総市、鋸南町内の官民の障害者施設等の連携強化により、支援体制を整備するとされており、また障害福祉計画でも、学校教育および卒業後を見据えた就労関係機関や障害福祉サービス事業所との連携を強化し支援体制の構築を図るとされています。

そこで1点目の質問はこの連携ということに関して、実際どのように取り組んでいるのかという点を質問いたします。次に2点目となりますが、障害児福祉計画に関してですが、全国的にもまた安房圏域においても、障害児通所支援のサービス提供事業者数は明らかに増加しています。その一方で全国的には療育の看板を掲げていても質的に疑わしい事業所が存在するとも聞いています。この点、サービスの質は外からでは見にくい見えにくいということがあると思います。もともと2014年に批准された障害者の権利に関する条約に基づき、関係法令の改訂が行われたわけですが、関係法令において、市町村は障害福祉施策の実施主体とされています。つまり当町においても、町が地域の実態に合った療育システムを作り上げていかなければならないということでもあります。そして厚生労働大臣が定める基本指針によれば、サービスの質の向上を図るためには、専門職によるサービス提供事業所への巡回による指導監査が必要などとされていて、その場合の着眼点は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているかなどを判断するとされています。

そこで2点目の質問は、支援の質の向上を図り、子どもの障害特性に応じた支援や家族等への支援を図るため、サービス提供事業所の支援の質の向上を図るための取り組み、すなわち、専門職の巡回等による指導監査はどのように行っているかという点を質問いたします。

3点目ですが、今回のこの本計画では、総論の中でアンケート調査の結果がまとめられています。これがとても参考になるわけですが、その中に障害があることで差別を感じたり、嫌な思いをすることがあるかという設問があります。ある、または少しあるとした回答を合わせると、障害者全体で46パーセントにも上っているということが示されています。障害者の日常生活においては差別を感じる人が多いということが示されているわけです。また、本計画には、この点について、地域で支え合い、共に暮らしていくには、お互いの理解が不可欠だとのコメントが記されていて、全くその通りだと考えるわけですが、ではどのようにお互いの理解を深めていくのか、障害者差別解消法では、地方自治体は障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、およびこれを実施しなければならないというふうに定められています。そこで3点目の質問ですが、障害者差別解消法の施行や発達障害者支援法の改正を踏まえ、障害に対す

る正しい理解を促進して支援を行う必要があると考えるわけですが、町民への理解の促進と啓発はどのように行っているかという点を質問いたします。

以上が第1回の質問となります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁願います。白石治和町長。

〔白石治和町長 登壇〕

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁いたします。

「障害福祉計画および障害児福祉計画について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「個々に応じた適切な支援を提供するためには、福祉・保育・教育・医療等関連分野が連携して相談・支援体制を構築することが必要だと考えるが、どの様に取り組んでいるか。」についてであります。安房4市町では、共同により障害福祉に関して見識を有する者、保健福祉関係団体の代表、関係行政機関の代表、市町課長で構成される地域自立支援協議会を設置しております。当該協議会の中ではテーマごとに5つの部会が設置をされ、関係機関等が連携の緊密化を図り、障害者等に関する社会資源の情報やその支援体制に関する地域課題を共有しながら、支援体制の推進を図っております。部会の中の一つに安房地域で暮らす子育ての課題解決、地域課題の把握を行い、連携体制の構築を目的とする「子ども部会」が設置をされており、障害児サービス事業所、児童相談機関、医療機関、相談支援事業所、教育機関、行政職員が構成員となり研修や議論、意見交換を行って課題解決に取り組むなど連携した活動を行っております。4市町共同体制での活動のほか、本町においても支援を必要とする児童、高齢者、障害者等に対し、迅速かつ適切に対処できるよう保健福祉課、教育課の連携だけでなく、関係機関、関係団体と随時連携を図っており、定期的に情報交換を行い、円滑な支援が行われる環境を整備するため協議を行っております。

ご質問の2点目、「支援の質の向上を図るためには、子どもの障害特性に応じた支援や家族等への支援等が求められるが、サービス提供事業所の支援の質の向上を図るための取組みはどのように行っているか。」についてであります。1点目で答弁いたしました地域自立支援協議会の中の専門部会である「子ども部会」では活動組織として、事業所連携グループと称したワーキンググループを設置し、事業所間の連携強化、勉強会等を実施しております。子どもにとって、最大の利益がもたらされるよう、支援を広げることができるような体制づくりを目指して活動しております。最近、新型コロナの影響もあり、直接の交流ができにくい状況になっており、ウェブ会議などで活動をしているとのことであります。関係機関等が連携の緊密化と支援体制の推進を図りながら支援の質の向上を目指しているところでございます。また、身近な地域で療育を受けられる障害児通所施設として位置付けられる「児童発達支援センター」の設置を令和5年度末までに安房圏域内で1箇所設置することを目標としております。「児童発達支援センター」は、療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児を対象児童とし、日常生活における基本的動

作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う施設であり、あわせて地域の障害児やその家族からの相談及び障害児を預かる施設への援助・助言などを行う地域の中核的な支援施設となりますので前計画より引き続き整備への取り組みを研究してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「障害者差別解消法の施行や発達障害者支援法の改正を踏まえ、障害に対する正しい理解を促進して支援を行う必要があると考えるが、町民への理解の促進と啓発はどのように行っているか。」についてであります。障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する「基本方針」を定め、差別を解消する施策の基本的な方向、行政機関等の事業者が講ずべき措置に関する基本的事項を定めており、これを受け行政機関等や事業者は、事務や事業を行うに当たり、障害者の権利利益を侵害しないことや障害者の意思表示に応じた配慮を行わなければならないとしています。また、国や地方の行政機関の長等は基本方針に即して職員が適切に対応するための「対応要領」を定めております。このことにより町職員に対しては、多くの職員が目にすることができるよう内閣府障害者施策担当が作成した、「障害者差別解消法合理的配慮の提供等事例集」を庁内に周知するとともに、町の窓口担当部局へ配付し、日ごろの町民の皆様への対応の参考としております。また、発達障害者支援法の改正は、近年、発達障害と診断される人の数が増えていることが背景にあり、認知度も飛躍的に広がり、以前の法律では不十分な部分が浮き彫りになってきたため支援や配慮を受けやすい環境にするための法整備が行われたと認識しております。現状では、各種イベントに障害者施設からの物品販売の場を設け、草の根的な啓発を行っておりますが、今後は、町報等で町民への啓発を行ってまいりたいと考えております。以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員、再質問はありますか。はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

まずは1点目の質問の再質問となります。福祉、保育、教育、医療等関連分野が連携して相談支援体制をどのように構築していかっているかということについて、安房4市町で地域自立支援協議会を設置し、テーマごとにこども部会などを5つの部会を設置し、地域課題を共有しながら、支援体制の推進を図っているとのことでした。

鋸南町は人口も少ないですから、単独で全ての課題を解決していくというのは、情報も不足しますし、やはり答弁にあったような地域課題を共有するということはとても重要だと考えます、がその上で再質問を行います。障害のある子供やその保護者の相談支援を行う組織は多岐にわたるため、保護者がどこに相談に行ったら良いかわからなかったり、関係機関のたらい回しにされたりするケースはないのか。机上の連携になっていないのかという点を質問いたします。

○議長（鈴木辰也）

はい。保健福祉課長

○保健福祉長（寺本幸弘）

それではお答えいたします。先ほど町長答弁の中にもありました、安房4市町で設立している地

域自立支援協議会において、安房圏域障害者福祉資源マップと称しました各サービス事業所の概要がわかります一覧表をこちらの方で作成しております。それを活用しまして、相談内容によって該当する相談機関等をご案内する、ご案内できるように努めておるところでございます。このマップにつきましては、各市町のホームページにも掲載されているところでございます。障害福祉に関し問い合わせや役場窓口相談に来た場合におきましては、丁寧な対応を心がけております。相談内容によっては、福祉サービスとは異なる場合もございます。その場合には、所掌する担当課や関係機関を案内する場合がありますが、そうした場合にも、臨機応変な対応等と丁寧な対応を心がけるよう指示しているところでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

各そのマップの中で、各窓口がわかれているということなんですけれどもやっぱりどこに相談していいかっていうのをその相談者がわかりにくいということもあると思うんですね。その場合にですね、窓口が一つになっていて、最初はそこ窓口相談できるような、そういう体制になっていけば非常に利用しやすいんじゃないかなというふうに思うわけですが、自治体によってはですね、子ども課みたいなそういった担当部署を設置して、子どもに関することは障害のある子の含めてですね、相談者の最初の相談窓口になるような、そういった部署を設置しているようなんですけれども、そういった部署の設置というのは、検討の余地があるのかどうか質問したいと思います。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。今ですね、お話した部署はですね、鋸南町でいいますと保健福祉課と教育課の方で担っています。確かに保護者の側からすればですね、一本化した方がわかりやすいと思います。現実的には今うちの町では二つに分かれておりますが、小さな町ですので、いろいろですねその個人的に障害のある方とかですね、そういう情報も保健福祉課と教育課の方で情報共有しておりますので、どちらに行ってもですね、保護者のかたは困らないように対応はしていきたいと考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

ありがとうございます。先ほどそのマップがあるというお話でしたけれどもその点についての質問になりますが、どの機関がどのような相談支援を行って機関同士の連携がどのように行われているかなど、全体像がわかるようなそのパンフレットであるとか、リーフレット、こういったものが、先ほど言われたそのマップということになるのか、その点について確認をさせていただきます。

い。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

お答えさせていただきます。ただいま議員が仰いました通り、パンフレット等やリーフレット作成には現在いたっておりません。現状では先ほど申しました安房圏域障害者福祉支援マップを活用して、関係機関同士の情報共有を行っているような状況でございます。

マップの活用がしづらいというようなご意見をいただきましたので、個別の支援の検討に対しまして、資源マップの活用方法また、資源マップの見直し等を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

ぜひですね、活用見直しを行っていただきたいと思います。

次にこの福祉分野における連携とは別に、特別支援教育における連携と申しますか、相談支援に当たるための、その各機関や専門家の間での連携というのがあるのか、いわゆる特別支援連携協議会といったものの設置計画などがあるのかという点について質問をさせていただきます。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

特別支援連絡協議会はですね、障害のある子供のニーズを、ニーズに応じた教育的支援を適切に行うために関係機関が連携を図る組織だと認識しております。鋸南町ではですね、特別支援連絡協議会の設置計画はございません。しかしですね、教育支援という分野では、ちょっと同じような目的の組織がございまして、鋸南町教育支援委員会という組織がございまして、この組織はですね、特別支援学校、またはですね、特別支援学級への入学入級等について適してるか、そうでないか、それらを判別してもらいですね、障害のある子どもたち一人一人のニーズに応じた教育の提案を行うために組織しております。委員はですね、学校医、臨床心理士、それと学校長、それと特別支援学級の担任、それと町の保健福祉課と教育課の職員で構成されております。しかしですね、今年度からですね、新たに安房の特別支援学校の先生がたもですね、この委員会のメンバーに加わっていただくこととなりました。鋸南町ではですね、保育所も教育委員会の方で所轄しておりますので、乳幼児から、全員ではございませんが、乳幼児から中学卒業時点までですね、一貫して支援していくシステムが構築されていると考えております。今年度からはですね、特別支援学校さんの方も加わっていただきましたので、さらに高等部なんかも持っておりますので、さらに連携の輪が広がるものと考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

ただいまの件は、そういった教育の面においても連携が強化がされてきているということですので、ぜひ今後もですね、進めていただきたいと思います。で、この安房圏域で支援体制を図ることなんですけれども、その圏域で対応するというのは非常に重要だと思うんですが、例えば町内の施設等をですね、圏域の町外障害者からの利用申し込みがされた場合、これも町民からの利用申し込み準じて利用可否を判断したり、またその同額での利用料とするなどですね、そういった配慮ということも先ほど答弁にありましたが、合理的配慮となると考えるわけですが、この点どういった考え方でしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

ちょっと確認させていただきたいんですが、要するに町外の方が鋸南町の特別支援学級に通う場合、とかそういうことでしょうか。違いますかね。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

ちょっと質問変えますけれども、例えばBGであるとか、中央公民館のホールを使うとかいった場合に、町民同士で使うのであれば、一定の利用規約に基づいて、利用ができたりするわけなんですけれども、例えば障害者にといいことであれば、町内の障害者だけではなくて、障害者団体、まあ域内の障害者団体として利用がしたいとか、ああいったこともあると思うんですね、障害者だけじゃなくて保護者なんかも含めてですけれども、そういった場合に町単独で利用規約を見せると、町民でない人が大半であれば、それは町民としての利用に当たらないというような判断をされてしまうと思うんですけれども、この障害者施策については、この安房圏域全体で考えていくんだっていう、そういう答弁を今いただいたわけですから、そういった意味でそういった鋸南町の中にある施設をですね、この域内のそういった団体が使うといった場合にも町内の町民の利用規約に基づき、準じた利用ができるようにすべきだと私は思うんですけれども。そういったことについてのお考えはいかがなんでしょうか？

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

安房4市町で共同で自立支援協議会という組織を設立させていただいております。その中でいろいろな連携を図っておるところでございますが、サービス事業所、まあそれぞれ民間でかなり増えてきているところがございますが、そのサービス内容等によって費用、料金が変わってくるという

ことはそれはやむを得ないということがあるかと思えます。その辺を安房4市町、安房圏域内で統一した料金とか、そういったことはなかなか難しいような状況があるかと思えますが、それを統一するような形ということであれば自立支援協議会の中で課題として上げていきたいと思えます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

あの、今の質問は、BGとか町の施設を町外のそういう障害者の人たちが使うにあたって、あの使用規約を、町民、鋸南町町民と同じ、準じて、使えるかどうか、そういうことを考えてるかどうかという質問なので、一般の会社じゃなくてですね。町営の施設の利用について、いいですか。はい、教育課長。

○教育課長（福原規生）

今ですね、教育施設で、障害者の方の減免を行っているというのは、歴史民俗資料館ですか、こちらの方は障害者の方についてはですね、子ども大人それぞれ割引がございます。ただ海洋センターとか公民館についてはそういう規定は、ちょっとすいませんはっきりしませんが、なかったのではないかなと思っております。ただ、今後そういう法律が障害者の方がどんどん社会参加する場面に、各市町で共同でですね、いろんな政策やっていくんであればですね、申し合わせで同じような取り扱いで、優位にすることは可能かと思っております。ただ相手もあることですので、うちだけいいよってわけにいかないと思っておりますので、その辺は話し合いが必要だと思います。

○議長（鈴木辰也）

質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

この障害者施策をですね、圏域で考えて対応していくという最初の答弁でしたので、そういった中でこの公共施設ですね、この利用について、私の3番目の質問にも関係してくるんですけども、差別をなくしてですね、お互いを理解するには、やはりスポーツであるとか、ないしは文化、文化交流ですね。そういったことというふうに非常に大切になってくると思うんで、そういうものができる公共施設というのは、やはり公民館であったりホールであったりですね、スポーツ施設になってくると思いますので、そこは他の市町村がどうかということではなくて、町の独自の判断としてですね、それは考えていただきたいなというふうに思います。

障害者というのは、鋸南町の障害者だけで何か取り組むってことであれではなくて、それだとやっぱりちょっと限られてしまいますので、そうじゃなくてやはりもう少し大きな集団として何かスポーツに参加するとか、何かその文化的な交流をするっていうことになると、圏域内の他の市町村から参加する人というのも、大半を占めることになると思いますので、そういった場合でも、そういった公共施設の利用が住民に準じた利用規約で利用ができるようにぜひお願いしたいと思います。

次に2点目の質問の再質問を行います。サービス提供事業所の支援の質の向上ため、地域自立

支援協議会の活動を通じて、事業所間の連携強化、勉強会等を実施していると、こういった答弁をいただいたわけですが、そのような地域自立支援協議会だけで支援の質の向上を図れるのかという点は疑問があります。事業者にとってのサービス提供というのは、これはビジネスとかそういう側面もありますので、全国的にはサービス提供事業者、事業所が単なる居場所となっているといった事例もあると聞いています。この点、厚生労働大臣からは基本指針が示されていて、市町村は専門職による巡回による指導監督を行うということ、とされています。同指針によれば巡回時には障害児の意思および人格を尊重して、その、常に障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているかという点に着目して指導を行うということとされています。

で、質問は、そう。そこでですね、1点目に質問したその連携とは別に、こういった専門職による巡回による指導監督ということが必要ではないかと考えるわけですが、この点についての考え方を質問いたします。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

お答えさせていただきます。

事業所の検査につきましては、設置許可を行う千葉県が行っております。立ち入り検査を行う場合には、所在地の市町に連絡がございまして、同行をいたしております。その際には事業所内において許可申請通りの必要な体制をとられているか等を現場で確認するというような対応をとらせていただいているというところでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

鋸南町の中にはですね、事業所というのも、そのサービス提供事業所というのも限られているので、そんなに頻繁に、指導というのが必要になるかというところとそうではないと思うんですけども、ただその利用者の立場に立てば、鋸南町にある施設だけを利用するわけではないので、域内の事業所についてのその、何て言うんすかね、内容といいますか、それも鋸南町として把握してですね、やはり適正な事業、サービス提供が行われてるというですね、お墨付きといいますか、確認をやはりそれは他の市町村との連携を図ることによって、やっていただきたいと思うんですけども、この点はいかがでしょう？

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

その辺につきましては先ほどから出ております自立支援協議会の中の子ども部会にはですね、行政の方で、市町の担当が出席しておりまして、その都度情報交換を行っておりまして、そのサービス事業所の内容の方、その実態の方をですね、意見交換したりしているところでございませ

て、その辺の状況は共有しているかと思います。以上です。

○議長（鈴木辰也）

はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

そういうことであれば、鋸南町の外の事業所についての情報も保健福祉課の方では把握されているという答弁でしたので、ぜひその辺もですね、対応を行っていただきたいと思います。

あとこの児童発達支援センターということですが、先ほど答弁にありましたように令和5年度末までに安房圏域内に1ヶ所設置することを目標とするということで、この本計画にもその旨記載されているわけなんですけれども。この令和5年度までに設置を目標とするということなんですが、この改定前の旧計画ではですね、令和2年度末までの設置を目標ということが記載されていたわけで、この点ですね、本当に5年度末までに、これはぜひ設置していただきたいと思うわけなんです。この2年度末までの設置が目標となっていたものが、5年度末までについてということになったわけですから、本当に5年度末までに設置されるのか、心配なところもあるんですけれども、この2年度末までに目標未達となった理由というのが、どんな原因で未達となったのかという点について質問したいと思います。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議員おっしゃいます通り令和2年度末までに、安房圏域内で児童発達支援センターの設置ということを目標に掲げておりました。しかしながら、具体的な計画はなかなか進んでいないのが現状でございます。5年度末までということで本計画に盛り込ませたい、盛り込ませていただいたところでございます。2年度末までの計画が実際に未達だったということに対しましては、人員体制の問題、それから経営の関係でなかなか事業が実施することが難しく、なかなか具体的な計画が進んでいなかったということが現状でございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

そうするとこの令和5年度末までに設置する計画だということですが、今言われたような原因があるわけですから、その点をどのように実現に向けて取り組むということになるんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

今現在具体的な計画というものは持ち合わせてございませんが、計画自体、近隣の市でも、令和5年度末に向けて、安房圏域で1ヶ所というような目標を掲げて取り組んでおりますので、近

隣市と連携してですね、色んな協議を重ねて参りたいと思っております。以上です

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

あの障害のある子どもにとってですね、どこで生まれたかによってその子どもの成長に差があつてはいけないと思うんですね。これはこのセンターの設置というのは、厚労省の方から各市町村に最低1ヶ所設置するというのがこれ令和2年度末までにということで当初、それが基本としてですね、に、なっていたわけで、かなりのその市町村においてはですね、センターが設置、すでにされているわけですね。この安房地区については、やはり過疎化ということもあるとは思いますが、ただそれを理由にですね、やはり子どもの成長に差があつては、その成長の機会に差があつてはいけないので、ぜひもう鋸南町から発信してですね、他の市町村との連携を図って、センターの設置に、ぜひできるようにつとめていただきたいと思います。

3点目の質問の再質問に移ります。障害者に対する差別を解消し、障害に対する正しい理解を促進するために、ただいまの答弁では、合理的配慮の提供等の事例集を庁内に周知し町民対応の参考としているということでしたが、この障害者差別解消法の合理的配慮ということなんですけれども、公共施設やですね、選挙のときの投票所とかですね、そういった場合のバリアフリー化ということではできているのでしょうか、という点を質問いたします。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。障害者差別解消法に基づいて、策定をされたものではないと思いますが、千葉県では高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除き福祉のまちづくりを進めていくために、千葉県福祉のまちづくり条例がございます。この条例において整備基準がまず規定されております。公益施設等を所有管理する者は、整備基準に適合させるよう努めなければならないとされておりまして、町の公共施設は、それぞれ施設の管理者がおりまして、管理を行っておりますが、私どもを総務企画課で管理しております、本庁舎に関して申し上げますと、主な整備基準の項目で出入口、それから廊下等、階段、エレベーター、便所、駐車場などがございます。出入口に関しては、段の無いスロープを設けるということでございまして、こちらは正面の方でございます。それから玄関ドアも自動開閉式となっております。それから廊下等に関しても幅等は基準以上ということになっております。エレベーターはご承知の通りに配備してございます。便所についても、1階に障害者用のトイレを配備しております。駐車場についても障害者の方がご利用いただけるよう、表示を行いまして確保してございます。それから駐車場から出入口を通過して室内というについても、段差等はございません。その他細部にあたり基準がございまして、そういったものを例えばカウンターであるとか、案内表示などを整備基準でございますが本庁舎については、おおむねの障壁を解消しているものというふうに判断しております。また本

庁舎以外の公共施設についても、それぞれ施設管理者において可能な範囲で整備がなされているものと認識しております。次に投票所においてですが、こちらの障害者基本法の中で、障害者が円滑に投票できるようにするため投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないとされております。本町における投票所の現状を申し上げますと、期日前投票については本庁舎で行っておりますので、ただいま述べた通り、整備状況は障壁は解消されてると思えます。それから当日の投票所でございますが、7ヶ所のうち、地区のコミュニティセンター2ヶ所については、段差がございまして、車椅子でのご入場ができませんので、人的な介助により入場をいただくこととなっております。その他の設備としましては、点字用の投票の機器であるとか、記載台の照明、車いす、車椅子用の記載台など、各投票所の環境に応じて設備を配備しております。

なお当日投票所での投票ができない方につきましては、期日前投票がございまして、また郵便投票、それから代理人による不在者投票等々投票について、様々な対応が可能となっております。引き続き障害者の方が公共施設や投票所において、円滑にご利用いただけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

笑楽の湯なんかではですね、家族風呂であるとか、あとはエレベーターを設置したりと言ったことでその障害者にとっても使いやすい施設に見直しがされてきていると思うんですけども。この合理的配慮ということについては、施設等の設備をですね、ユニバーサルデザインにしていとかそういったことも含まれているというふうに書かれているわけですが、例えばBGなんかです、更衣室がですね、男女でわかれてはいるんですけども、障害者というのはやっぱり介助が必要で、着替えにも介助が必要であったりするわけですけど、介護者が性別で異性だったりするとですね、その例えば女子の障害者に男子が付いて介助っていうのはできませんので、やはり個室というか、障害者でも着替えができるような、そういった更衣室の設置であるとか、そういった何なんですかね、町の施設の公共施設の総点検というか、見直しというのが必要になってくると思うんですけども、確かに改善はされてきていると思うんですが、今もう一度ですね、点検をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。本計画に示されたアンケートによれば障害者にとって就労支援に関して重要なのは、職場における障害者への理解だというふうに考えられています。国、地方公共団体等における法定の障害者雇用率は、平成30年4月1日に2.3パーセントから2.5パーセントに引き上げられています。かつてその国の中央省庁の8割で障害者雇用を水増ししていたということが明らかになって、社会問題にもなりましたが、鋸南町はこの職員の雇用に関して、障害者雇用率を遵守しているのか、現在の障害者雇用率は何パーセントになっているのかという点を質問いたします。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。障害者の雇用に関してでございますが、障害者の雇用促進等に関する法律に基づきまして、地方公共団体は対象障害者である職員の任命の状況を厚生労働大臣に通報しなければならない、規定の中で通報ということはされておりますけども、報告をしなければならないということで、施行令に基づきまして、毎年6月の1日現在で報告をしております。昨年6月1日の数値でございますが、鋸南町の障害者の実質雇用率は3.11パーセントでございますが、現状の法定障害者雇用率2.5パーセントを上回っているという状況でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

3.11パーセントということで法定を上回っているということで理解しましたが、できるだけこれ、これでいいんだということではなくて、雇用率を高めるような努力をしていただきたいと思えます。

次の質問に移りますが、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律では、障害者による文化芸術活動を幅広く促進し交流等を促進することで、住民が心豊かに暮らすことのできる社会を実現することなどを基本理念としています。地方公共団体はこの理念にのっとり、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、および実施する責務を有するとされており、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされているわけですが、そのような計画が定められているのかという点を質問いたします。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

鋸南町ではですね、ただ今おっしゃった計画については、定めておりません。障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、その中で障害のある人が、文化芸術を鑑賞参加創造するための環境整備や、その支援を促進することが目的とされております。日頃からですね、障害の方ある方ない方って、早い話が区分してないということでございますが、日ごろからですね、町民の皆さんがいろんな学習活動にですね、相談を受けた場合、学習情報の収集や、その提供、あと町民の皆さんからの要望と町の方の要望が一致した場合ですね、公民館教室を企画したりですね、そういうことはそういう学習支援は行っております。今後もですね、障害のある方、ない方関わらずですね、町民の方々の芸術文化活動についてはですね、積極的に関わって支援していきたいと考えております。簡単な例で言いますと絵画同好会の皆さんが絵を見て展示をしたいとか、そういう相談を受けたときにその方々が健常者であろうが、障害を持った方だろうが同じような対応で考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

障害者か健常者かを区別しないで、そういった文化芸術活動の促進を図っているということでしたが、やはり障害者にとってはより参加しやすい、なんていうんですかね、そういった取り組みがされていることが望ましいと思いますので、区別をしないということではなくて、よりこういった文化芸術活動が促進され、障害者の文化芸術活動が促進されるような、町としては積極的なやはり取り組みが私は必要だと思っていますので、そういった計画作りというの、今後行っていただけるようお願いしたいと思います。

特にこの障害者とそうじゃない人の相互理解ということをやっていくにはですね、文化芸術活動だとか、スポーツというのは、先ほども申し上げましたけど非常に有効な手段だと思っていますので、ぜひ町としても積極的な取り組みを期待したいと思います。

私からの一般質問は以上となります。

○議長（鈴木辰也）

以上で竹田和明委員の質問を終了します。ここで暫時休憩をします。午後4時5分から会議を再開します。

…………… 休憩・午後3時55分 ……………

…………… 再開・午後4時05分 ……………

◎発議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5 発議案第1号、「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書（案）」について」を議題と致します。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者 7番、渡邊信廣議員。

はい、渡邊信廣議員。

[7番 渡邊信廣 登壇]

○7番（渡邊信廣）

発議案第1号「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書（案）」については、私のほか4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。意見書（案）の朗読をもつ

て、主旨説明といたします。

国における2022年度教育予算拡充に関する意見書(案)。教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで以下の項目を中心に、2022年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- ・老朽化等による危険をとまなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること
- ・感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることはないよう財政措置を講じること。

など、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わります。

○議長(鈴木辰也)

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第6、発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）についてを議題と致します。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者、7番、渡邊信廣議員。

〔7番 渡邊信廣 登壇〕

○7番（渡邊信廣）

発議案第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）」については、私のほか4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書（案）の朗読をもって、主旨説明といたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大き

な影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。以上であります。意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わります。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第7、議案第1号、鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

○税務住民課長（石井肇）

議案第1号、鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。個

人番号カードの再交付手数料は、現行では、個人番号カードの追記欄の余白がなくなった時、その他再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除き、手数料条例により、町が800円を徴収しております。今般の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によりまして、地方公共団体情報システム機構が町に再交付手数料の徴収事務を委任し、必ず手数料を徴収することになるため、本条例中の再交付手数料の規定を削除する必要が生じたので、鋸南町手数料条例の改正をお願いするものでございます。それでは新旧対照表によりご説明させていただきます。1ページをお願い致します。別表第2条第1項関係の事務の項中、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の使用等に関する法律に規定する、個人番号、個人番号カード、特定個人情報に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白が無くなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。）の欄を削除するものでございます。

附則と致しまして、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第8、議案第2号、鋸南町東日本大震災復興基金条例の廃止についてを議題と致します。
総務企画課長より議案の説明を求めます。
総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第2号、鋸南町東日本大震災復興基金条例の廃止についてご説明致します。
本条例は、東日本大震災からの復興に資する事業の資金に充てるため基金を設置したもので、平成24年6月15日に公布・施行しました。基金の原資である県補助金、がんばろう！千葉県町村復興基金交付金を累計2,100万円積立て、各年度の事業に充当して参りました。令和2年度の充当をもって基金の残高がなくなりましたことから、本条例を廃止するものでございます。本条例は公布の日から施行しようとするものであります。以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（平野幸男）

質疑がないようですので、質疑を終了します。
討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（平野幸男）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
原案に賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手 全員]

○議長（平野幸男）

挙手全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

次の付議事件については、地方自治法第117条に規定する「一身上に関する事件」に該当しますので、笹生正己議員の退場を求めます。

〔11番 笹生正己議員 議場出入口より退場〕

ただ今の出席議員は10名です。

○議長（鈴木辰也）

日程第9、議案第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため推薦議案を提出いたします。推薦しようとする方は、住所鋸南町大六221番地の3、氏名池田順子、生年月日昭和30年12月3日、任期は令和3年10月1日から3年であり、2期目となるものであります。なお資料として、公職歴等をお手元に配付してございます。

よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案のとおり推薦することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。
笹生正己議員の入場を許可いたします。

〔11番 笹生正己議員 出入口より入場〕

議案第3号人権擁護委員候補者の推薦については、可決されましたので、報告いたします。

◎議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

ただ今の出席議員は11名です。

日程第10、議案第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため推薦議案を提出いたします。推薦しようとする方は、住所鋸南町竜島859番地10、氏名森朋美、生年月日昭和36年4月12日、任期は令和3年10月1日から3年であります。なお資料として、職歴等をお手元に配付してございます。

よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「原案賛成」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案のとおり推薦することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

◎議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第11、議案第5号、令和3年度鋸南町一般会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号「令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。今補正予算は、歳入歳出それぞれ341万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億6919万5千円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

1款・議会費、1項・1目・議会費は、本年3月の議会定例会におきまして、議員発議により令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、議員報酬の5パーセントを削減する条例が可決されましたことから、1節・報酬及び4節・共済費、合わせて187万6千円を減額するものであります。

3款・民生費、2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費、18節・子育て世帯生活支援特別給付金375万円は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活支援のための特別給付金を支給しようとするもので、児童一人あたり5万円、対象児童数を75人と見込みました。なお、本予算は、ひとり親世帯以外を対象としており、ひとり親世帯については千葉県が実施主体となって支給されます。その上、10節・需用費から12節・委託料までは、当該給付金の支給にかかる事務経費でございます。

3目・保育園費、12節・不動産鑑定評価委託14万3千円は、保育園南側の民地を駐車場用地として購入するため、当該用地の鑑定評価を委託するものであります。

9款・教育費、2項・1目・学校管理費32万7千円及び3項・1目・学校管理費23万8千円は、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の玄関等で使用するための非接触式検知器及び、非接触型温度計付き消毒機、また、体育館で使用するための送風・換気用ビッグファンの備品購入費であります。

次に、4項・1目・幼稚園費、10節・修繕料18万5千円は、昇降口ドアの下部隙間をふさ

ぐための修繕費用であります。

次に、5項・2目・公民館費、17節・図書30万円は、町内の方からの指定寄付により、公民館図書の購入を行おうとするものであります。

続きまして、歳入をご説明いたします。

6ページをお願いいたします。15款・国庫支出金、2項・1目・民生費国庫補助金、2節・子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金375万円及び同事務費補助金30万円は、歳出にて説明した事業に充当するもので、補助割合は10分の10であります。

その下、3目・教育費国庫補助金、1節及び2節の学校保健特別対策事業費補助金、合わせて35万円は、歳出にて説明した小中学校の管理用備品に充当するもので、補助割合は2分の1であります。

16款・県支出金、3項・1目・総務費委託金、令和3年経済センサス活動調査委託金4万8千円は、指定統計調査の委託金として交付されるもので、千葉県からの交付決定を受け、増額補正を行うものであります。

飛びまして、19款・繰入金、2項・1目・財政調整基金繰入金323万5千円の減は、歳入歳出の差引額に余剰を生じたことから、予定していた繰り入れを減額するものであります。今補正後の基金残高は11億7085万7千円となる見込みでございます。

21款・諸収入、3項・4目・過年度収入、鳥獣被害防止総合対策交付金190万円は、令和2年度に支出した当該交付金事業に係る県補助金の過年度収入であります。歳入歳出予算の説明を終わります。

9ページには給与費明細書を添付してございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（鈴木辰也）

日程第12 議案第6号、令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第6号、令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明致します。

今補正予算は、職員給与費及び施設修繕費の予算の増額をお願いするものであります。予算書の2ページをお願いいたします。実施計画により説明いたします。収益的収入および支出のうち、支出におきまして、第1款水道事業費におきまして、426万3千円を増額し4億7千210万9千円にしようとするものであります。内訳は第1項営業費用、第1目原水及び浄水費におきまして浄水場におきます会計年度任用職員1名増員分の職員給与費300万1千円、および浄水施設関連電源ケーブル修繕費126万2千円をおねがいするものであります。その下にあります資本的収入及び支出におきましては補正予算をお願いする項目はございません。3ページをお願い致します。令和3年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和3年度末におきます資金残高は、3億8455万6千円となる見込みでございます。4ページ及び5ページは給与費明細書、6ページから9ページは令和2年度鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表、10ページから12ページは令和3年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照願います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の説明

○議長（鈴木辰也）

日程第13、報告第1号、令和2年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

報告第1号、令和2年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。年度内での完了が見込めない事業について令和2年度中に繰越明許費の設定を可決いただいたところですが、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。めくっていただき、令和2年度鋸南町繰越明許費繰越計算書をお願い致します。令和3年度へ繰越した事業は都市交流施設周辺整備事業など6事業であります。事業名の隣り、金額とありますのは、令和2年度中に設定を致しました繰越明許費の額であります。総額では2億32万3千円であります。その隣、翌年度繰越額は実際に令和3年度に繰り越した額で、総額1億1873万5200円でございます。繰越した個別事業ですが、まず都市交流施設周辺整備事業は翌年度繰越額5366万円、繰り越した予算の節科目は公有財産購入費及び保証補填及び賠償金でございます。次に新生児子育て支援事業は翌年度繰越額は20万円、節科目は負担金補助及び交付金であります。次に、新型コロナワクチン接種対策事業は、翌年度繰越額159万4千円、節科目は役務費及び委託料であります。次に道路補修排水整備事業町単独は繰越額600万8200円、節科目は工事請負費であります。次に道路長寿

命化修繕事業は翌年度繰越額2360万円、節科目は委託料であります。防災行政無線維持管理事業は翌年度繰越額3367万3千円、節科目は工事請負費であります。繰越額に係る財源については表の右側に記載しておりますのでご確認をお願い致します。以上で報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

報告事項ではありますが、確認したい点等ございますか。

特にないようですので、以上で報告第1号を終了します。

◎報告第2号の説明

○議長（鈴木辰也）

日程第14、報告第2号、令和2年度鋸南町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題と致します。総務企画課長より報告を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

報告第2号、令和2年度鋸南町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明を致します。令和2年度歳出予算のうち、避けがたい事故の為年度内に支出を終わらなかつた事業について地方自治法第220条第3項但し書きの規定により、令和3年度に繰越を行いました。当該繰越について繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令150条第3項の規定において準用する同令146条第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。めぐっていただき、令和2年度鋸南町事故繰越し繰越計算書をお願い致します。令和3年度へ繰越した事業は強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）及び農業用施設災害復旧事業の2事業で、両事業ともに令和元年の台風により被災した施設等に係る事業であります。事業名の右から支出負担行為額、その内訳、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、その財源内訳、説明となっております。実際に令和3年度に繰越した額は翌年度繰越額でありまして、総額で4642万7千円でございます。繰り越した個別事業ですが、強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）は、翌年度繰越額3630万7千円、繰り越した予算の節科目は負担金補助及び交付金であります。本事業は、農業用施設等が被災した農業者に対し修繕・撤去等の費用を支援するものでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、受注事業者における資材等・作業員の確保に想定以上の期間を要したことが繰越の事由でございます。その下、農業用施設災害復旧事業は、翌年度繰越額、1012万円、繰越した節科目は工事請負費であります。被災した農業用施設の災害復旧工事のうち、農道及びため池の工事について、新型コロナウイルス感染症の影響による、緊急事態宣言発出に伴う移動制限により、労働者の確保が困難となったことが

繰越の事由であります。繰越額にかかる財源については、表の右側に記載してありますのでご確認をお願い致します。なお、両事業とも国庫補助事業ではありますが、予算の繰越についてはそれぞれ国・県との協議を経て承認を得ております。以上で報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

報告事項ではありますが、確認したい点等ございますでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

特にないようですので、以上で報告第2号を終了します。

◎閉会の宣言

○議長（鈴木辰也）

これにて、今定例会に付議された。

○5番（青木悦子）

はい、議長、確認なんですけれどもよろしいでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

どうぞ、青木議員。

○5番（青木悦子）

大変申し訳なかったんですけれども、人権擁護委員の森さんの時に私は賛成の手を挙げたでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

挙げてません。

○5番（青木悦子）

申し訳ございません。一瞬意識が飛んでしまって、気が付いたのは賛成多数という声が聞こえてあれって思っちゃったんで、もし撤回できるのであれば撤回させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩します。

…………… 休憩・午後4時48分 ……………

…………… 再開・午後4時52分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

ただ今青木議員の方から申し出がありました、議員必携130ページにおいて、議員は自己

の表決を訂正することができないという風にありますので、訂正はできません。

はい、青木議員。

○5番（青木悦子）

これから人権擁護委員をお願いする森さんに対して非常に大変申し訳なく思っております。そのことはどうしようもないんですけども、お時間を取らせてすみませんでした。以上です。

○議長（鈴木辰也）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和3年第3回鋸南町議会定例会を閉会致します。

皆さんご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午後4時54分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 8月 20日

議 会 議 長 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 笹 生 あ す か

署 名 議 員 平 島 孝 一 郎